

14) 水質汚濁防止法の第三条第一項の規定により定められた排水基準及び排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の排水基準の規定に基づき定められた排水基準は、表 4-2-46(1)～(2)に示すとおりです。

なお、調査区域において同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、同法同条第 1 項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域は、愛知県条例により、木曽川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。新設の工場又は事業場についての上乗せ排水基準は、表 4-2-47(1)～(2)に示すとおりです。また、三重県条例により、木曽川を含む「第一種水域」及び揖斐川、長良川を含む「第二種水域」に設定されています。新設の特定事業場についての上乗せ排水基準は、表 4-2-48(1)～(2)に示すとおりです。

表 4-2-46(1) 排水基準の基準値（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1 mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.2mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3 mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg
備考1)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）、令和6年改正

表 4-2-46(2) 排水基準の基準値（生活環境項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	1L につき 160mg（日間平均 120mg）
化学的酸素要求量	1L につき 160mg（日間平均 120mg）
浮遊物質	1L につき 200mg（日間平均 150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	1L につき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	1L につき 30mg
フェノール類含有量	1L につき 5mg
銅含有量	1L につき 3mg
亜鉛含有量	1L につき 2mg
溶解性鉄含有量	1L につき 10mg
溶解性マンガン含有量	1L につき 10mg
クロム含有量	1L につき 2mg
大腸菌数	1ml につき 日間平均 800CFU
窒素含有量	1L につき 120mg（日間平均 60mg）
磷含有量	1L につき 16mg（日間平均 8mg）
備考1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7) 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 4-2-47(1) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（木曽川水域）

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種	有害物質の 種類及び 許容限度	項目及び許容限度					
		鉛及び その化合物	生物化学的 酸素要求量	浮遊 物質質量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール類 含有量	銅含 有量
					鉱油類	動植物 油脂類		
新設の 工場 又は 事業場	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	鉛 0.5	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	—	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—
	旅館業	—	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—
	し尿処理施設を有するもの	—	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を有するもの	—	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—

注) ()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-47(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（名古屋港・庄内川等水域）

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種		有害物質の 種類及び 許容限度	項目及び許容限度						
			シアン 化合物	生物化学 的酸素 要求量	化学的 酸素 要求量	浮遊 物質 量	ノマルヘキサン抽出 物質含有量 鉱油類	動植物 油脂類	フェノール 類含有量	銅含有 量
新設の 工場 又は 事業場	下水道処 理区域に 所在する もの	全業種	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	その他の 地域に所 在するも の	全業種（畜産農業及びサー ビス業（豚房施設、牛房施 設又は馬房施設をその業の 用に供するものに限 る。）、食料品製品業（ビ ール製造業及び冷凍調理食 品製造業を除く。）、繊維 工業、繊維製品製造業、鉄 鋼業、旅館業、廃油処理施 設を有するもの、し尿処理 施設を有するもの並びに下 水道終末処理施設を有する ものを除く。）	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
		畜産農業又はサービス業 （豚房施設、牛房施設又 は馬房施設をその業の用 に供するものに限る。）	—	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—
	食料品製 造業（ビ ール製造 業及び冷 凍調理食 品製造業 を除く。）	乳製品製造業	—	50 (40)	40 (30)	30 (20)	—	10	—	—
		野菜又は果実を原料とす る保存食料品製造業	—	50 (40)	40 (30)	40 (30)	—	10	—	—
		動植物油脂、でん粉、ぶ どう糖又は水あめの製造 業	—	50 (40)	40 (30)	50 (40)	—	10	—	—
		その他	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—
	繊維工業又は繊維製品製造業		—	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—
	鉄鋼業	1日当たりの平均的な排 出水の量が10万m ³ 以上 のもの	シアン 0.5	25 (20)	20 (15)	30 (20)	2	—	0.5	1
		1日当たりの平均的な排 出水の量が20m ³ 以上10 万m ³ 未満のもの	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	—	0.5	1
	旅館業		—	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—
	廃油処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	1	10	0.5	1
	し尿処理施設を有するもの		—	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—

注)「項目及び許容限度」の()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-48(1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（第一種水域）

単位：mg/L

工場又は事業場		新設の特定事業場 (昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置)
項目	業種	許容限度
pH (水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの	全業種	5.8 以上 8.6 以下
BOD (生物化学的酸素要求量)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (100)
	2. 全業種 (1 の業種を除く)	25 (20)
COD (化学的酸素要求量)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (100)
	2. 全業種 (1 の業種を除く)	25 (20)
SS (浮遊物質)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (100)
	2. 全業種 (1 の業種を除く)	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	全業種	— (1)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	全業種	— (10)
フェノール類含有量	全業種	1
銅含有量	全業種	1

注1) この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。

注2) 「許容限度」の()内は日間平均を示す。

出典：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

表 4-2-48(2) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（第二種水域）

単位：mg/L

工場又は事業場		新設の特定事業場 (昭和47年1月1日以後に設置)
項目	業種	許容限度
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		
	全業種	5.8 以上 8.6 以下
BOD（生物化学的酸素要求量）		
	1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75 (55)
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130 (100)
COD（化学的酸素要求量）		
	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75 (55)
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130 (100)
SS（浮遊物質）		
	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業、石油化学工業（石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く）	140 (110)
	2. 熱硬化性樹脂製造業	110 (90)
	3. 化学工業（石油化学工業を除く）	180 (140)
	4. 全業種（1.2.及び3の業種、毛紡績業（洗毛を行うものに限る）、石油精製業ならびにパルプまたは紙加工業を除く）	130 (100)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		
	石油化学工業	— (1)
フェノール類含有量		
	全業種	1
銅含有量		
	全業種	1

注1) この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動物植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。

注2) 「許容限度」の（ ）内は日間平均を示す。

出典：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

15) 水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定に基づく指定地域

調査区域のすべての市町村は、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第4条の2第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域(指定地域)に定められています。

16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質の汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表4-2-49に示すとおりです。

表4-2-49 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

17) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表4-2-50に示すとおりです。

表4-2-50 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機磷(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

18) 土壤汚染対策法第六条第一項及び第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域における「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域は、表4-2-51に示すとおり7件存在しています。また、同法第6条第1項の規定に基づく要措置区域は存在していません。

事業実施区域において形質変更時要届出区域が1件存在しています。

形質変更時届出区域の位置は図4-2-19に示すとおりです。

表4-2-51 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定状況

行政区分		指定 番号	指定 年月日	所在地	面積	指定に係る 特定有害物質
愛知県	稲沢市	形-22	平成 31 年 2 月 22 日	稲沢市祖父江町本甲大溝 47 番 2、48 番、49 番 1、73 番 1、73 番 2、74 番 1、75 番 1、75 番 2、75 番 3、76 番 1、76 番 2、77 番 1、78 番 1、79 番、83 番及び 84 番 1 の各一部	1,200.0m ²	鉛及びその化合物(溶 出)
		形-45	令和 4 年 12 月 27 日	稲沢市高重西町 37 番 1 の一部	732.02m ²	砒素及びその化合物 (溶出)
		形-53	令和 5 年 7 月 25 日	稲沢市菱町 1 番 1 の一部	392.45 m ²	六価クロム化合物(溶 出)
	愛西市	形-7	平成 24 年 2 月 21 日	愛西市諸桑町塩田 22 番及び 22 番 4 の各一部	3,461.1m ²	鉛及びその化合物(溶 出)
	弥富市	形-2	平成 22 年 9 月 24 日	弥富市曙二丁目 12 番、13 番、 14 番、15 番及び 16 番の各一部	67,935m ²	砒素及びその化合物 (溶出)
	飛島村	形-埋管- 6	令和 3 年 4 月 23 日	飛島村東浜三丁目 5 番 3 の一部	99.14m ²	トリクロロエチレン (溶出)
三重県	木曽岬 町	指定-2 号	平成 22 年 9 月 17 日	木曽岬町新輪二丁目 11 番の一 部、12 番、13 番、17 番の一 部、18 番の一部、19 番の一部	95,431m ²	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

注) 指定番号は各資料における番号を記載している。

出典: 「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県ホームページ)

「三重県内における要措置区域等の指定状況」(三重県ホームページ)

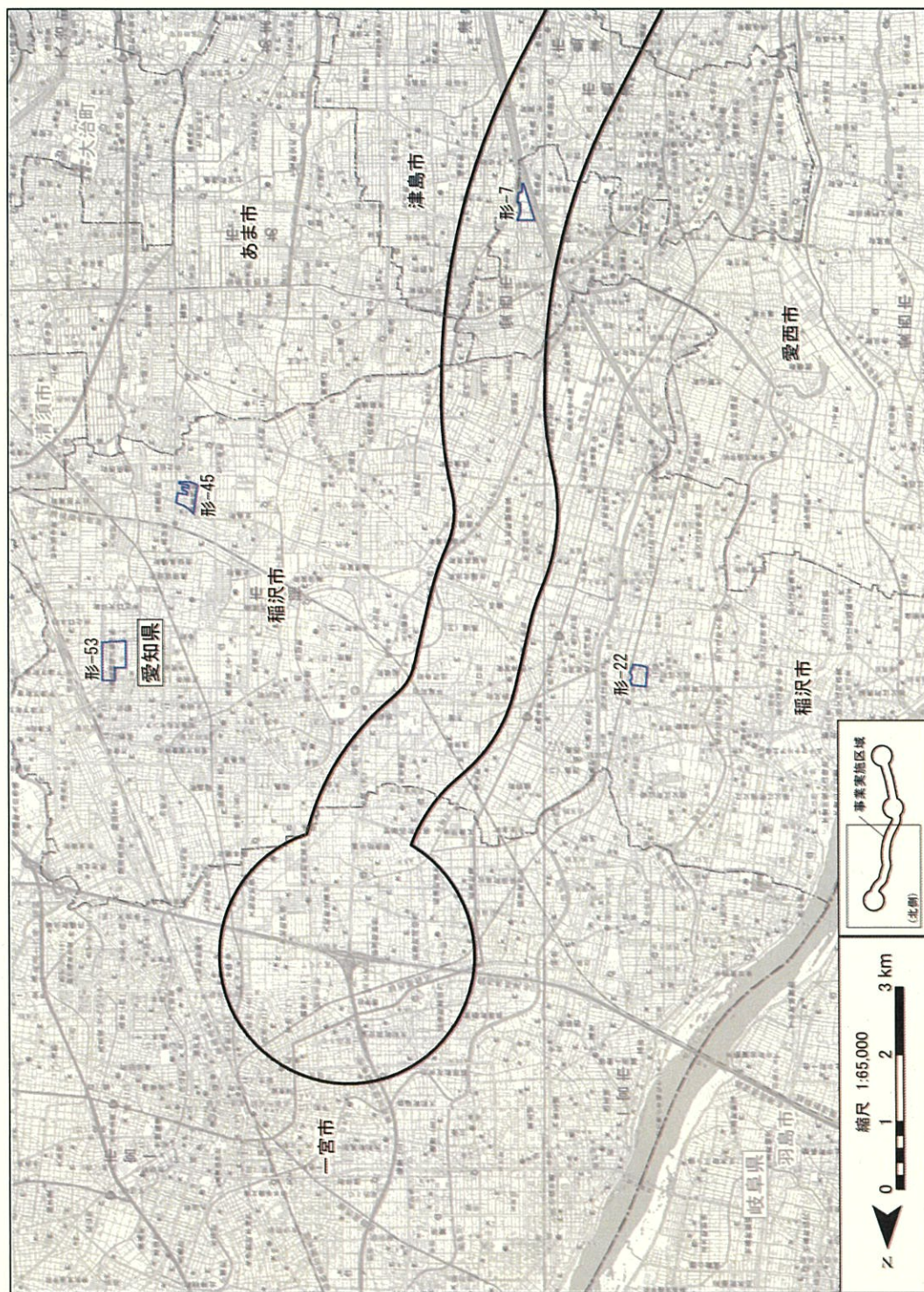
凡 例

○ 事業実施区域

市町村界

県界

形質変更時要届出区域

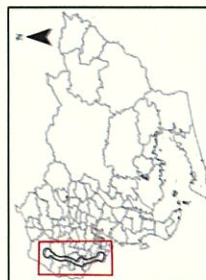
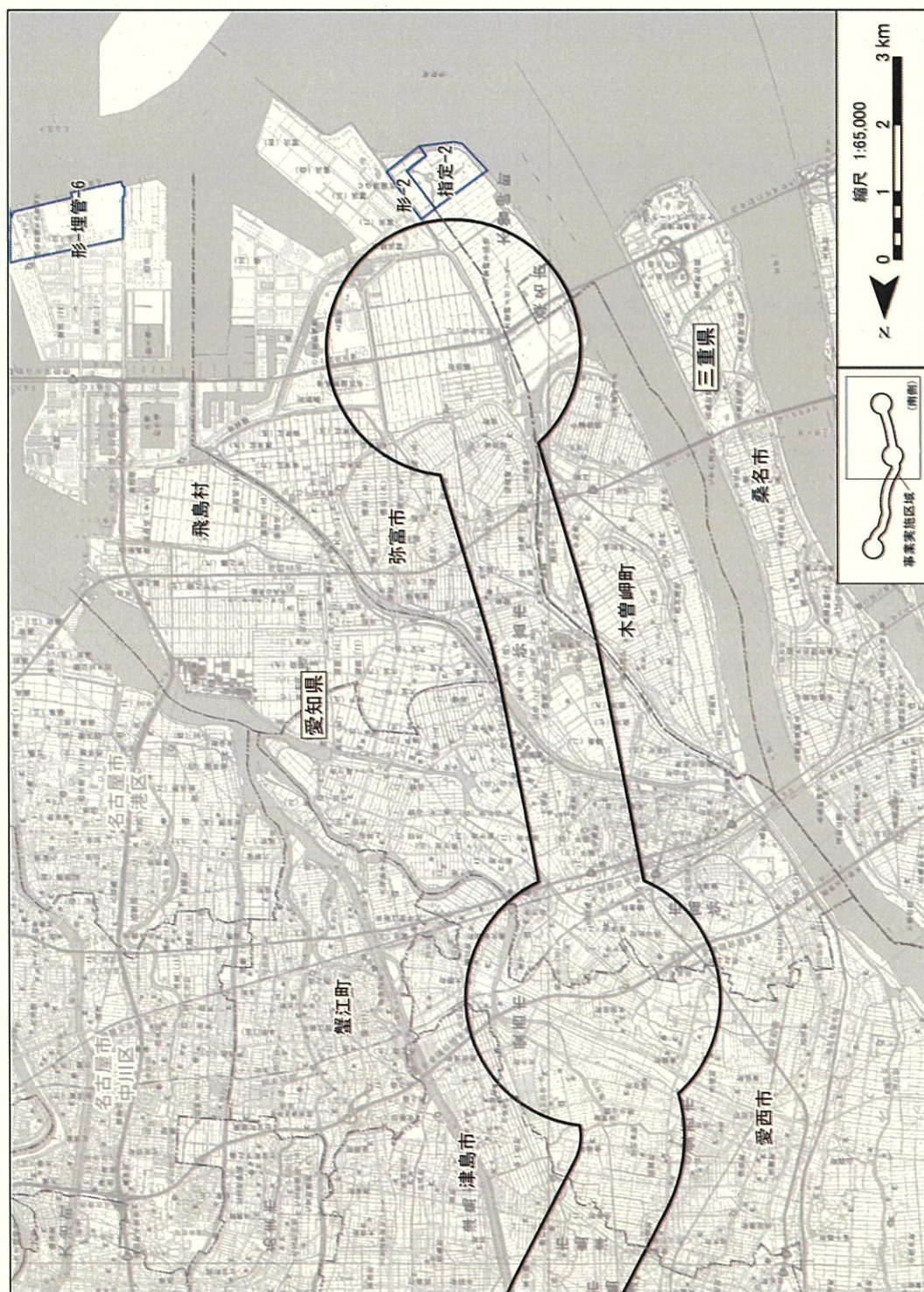


注) 要措置区域及び形質変更時要届出区域の概ねの位置を示している。
 出典: 「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県ホームページ)
 「三重県内における要措置区域等の指定状況」(三重県ホームページ)

図 4-2-19(1) 要措置区域及び形質変更時要届出区域位置図

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 形質変更時要届出区域



注) 要措置区域及び形質変更時要届出区域の概ねの位置を示している。
 出典: 「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県ホームページ)
 「三重県内における要措置区域等の指定状況」(三重県ホームページ)

図 4-2-19(2) 要措置区域及び形質変更時要届出区域位置図

19) ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準は表 4-2-52 に示すとおりです。

表 4-2-52 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質の汚染及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。	
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

20) ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域における「ダイオキシン類対策特別措置法」第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在していません。

21) 農用地土壌汚染対策地域

調査区域における「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号)の規定に基づく農用地土壌汚染対策地域は存在していません。

22) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域における「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約7号)第11条2の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在していません。

23) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域において、国際かんがい排水委員会が認定・登録する「世界かんがい施設遺産」は存在していません。

24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域における「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)第36条第1項の規定に基づく生息地等保護区の区域は存在していません。

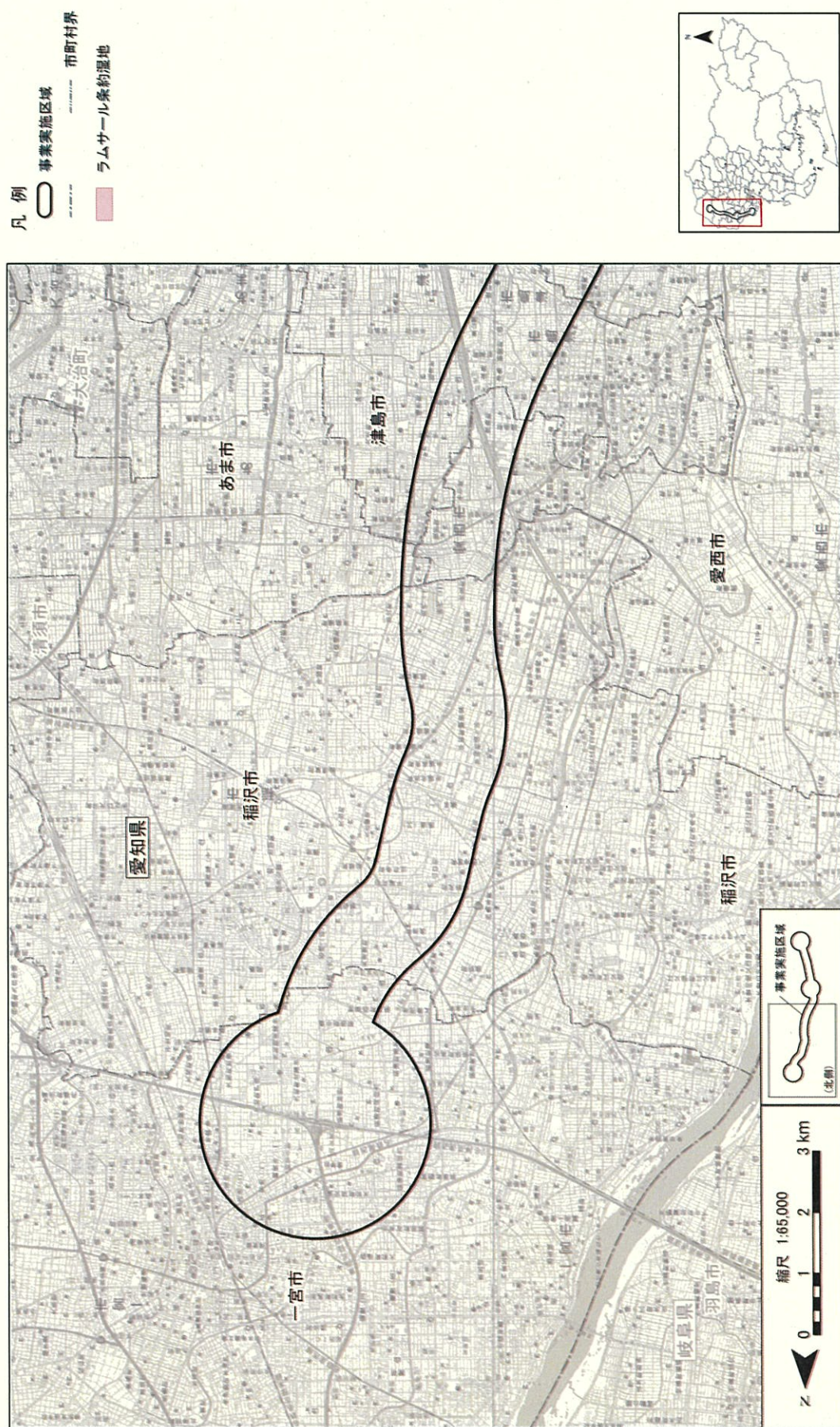
25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域における「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約第28号)第2条1の規定に基づく湿地(ラムサール条約湿地)は、表4-2-53及び図4-2-20に示すとおり、藤前干潟の1箇所が存在しています。なお、事業実施区域には存在していません。

表 4-2-53 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地

名称	藤前干潟(ふじまえひがた)
所在地	愛知県 名古屋市・飛島村
登録年月日	平成14年11月18日
面積(ha)	323
湿地の特徴	河口干潟、シギ・チドリ渡来地
保護の形態	国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区
湿地の概要	愛知県の西部に位置しています。庄内川・新川・日光川の河口を中心とする地域で、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟です。特に、シベリア等北半球の繁殖地とオセアニア等、南半球の越冬地を往復するシギ・チドリ類の中継地として重要で、国内でも最大規模のシギ・チドリ類の中継地です。

出典:「ラムサール条約と条約湿地」(環境省ホームページ)



出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

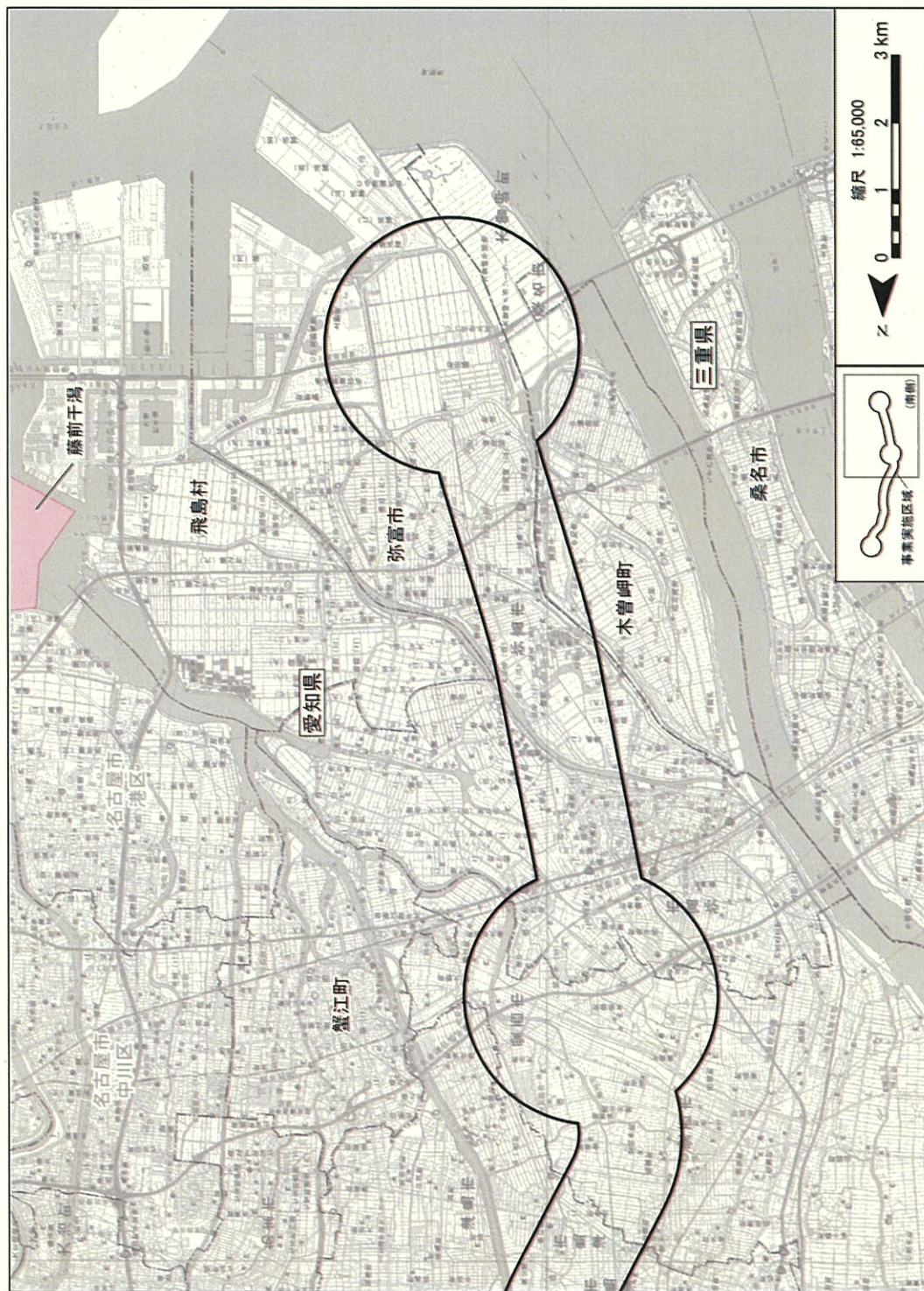
図 4-2-20(1) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地位置図

凡 例

○ 事業実施区域

市町村界

ラムサール条約湿地



出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

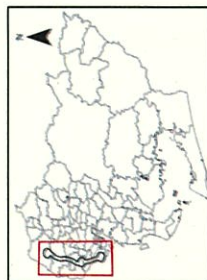


図 4-2-20(2) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地位置図

26) 文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域における「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和30年4月1日条例第6号)、「一宮市文化財保護条例」(昭和35年4月4日条例第20号)、「津島市文化財保護条例」(平成2年3月29日条例第8号)、「稲沢市文化財保護条例」(昭和51年12月25日条例第34号)「愛西市文化財保護条例」(平成17年4月1日条例第84号)、「弥富市文化財保護条例」(昭和47年6月30日条例第17号)、「あま市文化財保護条例」(平成22年3月22日条例第90号)、「蟹江町文化財保護条例」(昭和53年3月30日条例第9号)、「飛島村文化財保護条例」(昭和63年12月21日条例第15号)の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物、有形民俗文化財及び無形民俗文化財は表4-2-54、表4-2-55、表4-2-56及び図4-2-21、図4-2-22に示すとおりです。

調査区域においては、国指定史跡が2件、国登録名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定名勝が1件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町指定天然記念物が50件存在します。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財(建造物)が32件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。

事業実施区域においては、各県指定史跡が1件、各市・町・村指定史跡が3件、各市・町・村指定天然記念物が5件、国指定建造物が1件、登録有形文化財(建造物)が1件、各県指定建造物が1件、各市・町・村指定建造物が5件、各市・町・村指定有形民俗文化財が2件、各市・町・村指定無形民俗文化財が5件存在しています。

表4-2-54(1) 史跡・名勝・天然記念物等一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	史跡	国	富田一里塚	富田字古川1813外1筆及び右地先道路敷	S12.12.21
2				県	馬見塚遺跡	馬見塚字東見六	S29.3.12
3				県	起渡船場跡	起堤37外	S42.8.28
4				県	妙興寺境内地	大和町妙興寺2438	S44.10.29
5				市	七つ石	大和町戸塚東郷232	S42.3.2
6				市	起宿脇本陣跡	起下町	S49.1.15
7				市	起宿披本陣跡	小信中島郷南3152	S49.1.15
8				市	聖徳寺跡	富田	S49.1.15
9				市	地宝院跡	北今葭山578	S49.1.15
10				市	野府城跡	開明城堀20	S50.2.11
11				市	吉藤城跡	明地南古城76-1	S50.2.11
12				市	天神の渡し跡	西萩原2252	S52.1.17
13				市	靱江神社の参道 黒松の並木共	明地靱	S52.1.17
14				市	車塚古墳	今伊勢町本神戸目久井472	S52.3.23
15			天然記念物	県	起の大イチョウ	起	S38.4.19
16				県	起のヤマガキ	起	S42.10.30
17				市	西萩原のクロガネモチ	西萩原	S41.1.1
18				市	靱江のイチョウ	明地靱	S41.1.1

表 4-2-54(2) 史跡・名勝・天然記念物等一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
19	愛知県	一宮市	天然 記念物	市	起のイブキ	起堤町 122	S41. 1. 1
20				市	起宿披本陣のイブキ	小信中島郷南 3152	S41. 1. 1
21				市	法信寺のタブノキ	北今下渡 1567	S46. 10. 12
22				市	光願寺のコウヤマキ	玉野東瀬古 2043-1	S46. 10. 12
23				市	玉野のシラカシ	玉野渚ヶ巻 2392	S46. 10. 12
24				市	出先のムクノキ	東五城出先	S46. 10. 12
25				市	玉野のクロガネモチ群	玉野渚ヶ巻 2392	S50. 2. 11
26				市	三位のイチョウ	小信中島宮浦 780-1	S50. 2. 11
27				市	野見神社のスダジイ	今伊勢町宮後稲荷 1929	S52. 8. 6
28				市	常保寺のイチョウ	浅野山王 4	S57. 3. 1
29				市	妙興寺のスダジイ	大和町妙興寺 2438	H1. 3. 22
30				市	あずらのクスノキ	あずら	H13. 8. 21
31				市	萩原緑地のサイカチ	萩原町萩原南友重	H18. 1. 25
32			名勝地 関係	国登録	旧林氏庭園	起下町 211	R1. 10. 16
33		津島市	史跡	市	道標 津島街道追分・鳥居跡	埋田町地内	S42. 9. 16
34				市	真野時綱の墓	弥生町	S42. 9. 16
35				市	堀田木吾の墓	今市場町	S42. 9. 16
36				市	石原正明の墓	神守町	S42. 9. 16
37				市	氷室長翁の墓	天王通り	S42. 9. 16
38				市	明治天皇佐屋行在所	片町	S43. 2. 9
39				市	神守一里塚跡	神守町	S43. 2. 9
40				市	明治天皇埋田御小用所跡	埋田町	S43. 2. 9
41				市	巴山碑	筏場町	S49. 1. 10
42				市	堀田之邑の墓	今市場町	S53. 2. 15
43			天然 記念物	県	下新田のフジ	下新田町	S36. 3. 30
44				県	津島神社のイチョウ	神明町	S43. 11. 4
45				市	津島神社のホルトノキ	神明町	S50. 4. 13
46				市	カジノキ群落	中地町地内、宮川町地内	S53. 2. 15
47				市	宮川町のエノキ	宮川町	S54. 12. 14
48				市	伊藤家のホルトノキ	本町	S57. 12. 13
49				市	津島の透明鱗のギンブナ (エベツサマ)	市内全域	S62. 6. 22
50	稲沢市	史跡	国・	市	尾張国分寺跡	矢合町中椎ノ木及び椎ノ木地内	H24. 1. 24
51				市	大塚古墳	大塚南一丁目	S58. 11. 1
52				市	勝幡城跡	平和町城之内	H17. 10. 3
53		天然 記念物	市	市	ムクロジ(性海寺)	大塚南一丁目	S58. 11. 1
54				市	イブキ(性海寺)	大塚南一丁目	S58. 11. 1
55				市	高野菩提樹	大塚南一丁目	S50. 4. 1
56				市	ムクノキ(八幡社)	大塚北一丁目	S58. 11. 1
57				市	銀杏	生出本町	S50. 4. 1
58				市	サツキ	平野町	S59. 11. 1
59				市	シイノキ(塩江神社)	中野宮町	S59. 11. 1
60				市	シイノキ(八剣社)	南麻績町	S58. 11. 1
61				市	イブキ(善福寺)	南麻績町	S58. 11. 1

表 4-2-54(3) 史跡・名勝・天然記念物等一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
62	愛知県	稲沢市	天然 記念物	市	イチイガシ	目比町	S59.11.1
63				市	モッコク(神明社)	福島町	S60.8.1
64				市	オオムラサキ(大福寺)	儀長町	S61.11.1
65				市	ムクノキ(下津小学校)	下津ふじ塚町	H9.11.4
66				市	祐専寺イチョウ(祐専寺)	祖父江町山崎	H17.7.1
67				市	金兵衛イチョウ	祖父江町桜方	H17.7.1
68				市	イブキ(個人)	祖父江町大牧	H17.7.1
69				市	ヒトツバタゴ(中牧皇大明神社)	祖父江町中牧	H17.7.1
70				市	シイノキの群生(布智神社)	祖父江町本甲	H17.7.1
71				市	ナギ(経蔵寺)	平和町須ヶ谷	H17.7.1
72				市	クスノキ(八幡社)	平和町東城	H17.7.1
73				市	久治イチョウ	祖父江町山崎上屋敷	H22.9.1
74				愛西市	史跡	市	水鶏塚
75		市	東海道佐屋路佐屋三里の渡址			佐屋町亥新田 2-8	S61.4.16
76		市	佐屋海道址			内佐屋町五反田	S61.4.16
77		市	津島天王祭 市江車車田址			東保町車田	S61.4.16
78		市	大野城址			大野町郷前 216	S61.4.16
79		市	佐屋代官所址			佐屋町宅地	H1.2.2
80		市	西善太新田記念碑			東條町八江口	H17.3.4
81		市	青樹英二翁記念碑			東條町嘉江口	H17.3.4
82		市	増穿鶴戸川碑			新右エ門新田町郷前	H20.4.30
83		天然 記念物	市			立田赤蓮根	戸倉町陽南寺
84			市		東保八幡社クロマツ	東保町宮越	H20.7.1
85		弥富市	史跡	市	柴ヶ森	荷之上町柴ヶ森 4172	S51.12.10
86	市			鯛浦城跡	鯛浦町上六 49	S51.12.10	
87	市			孝忠園・擔風先生筆塚	鯛浦町下本田 32	S59.5.27	
88	市			立田輪中人造堰樋門	中山町懸廻	S53.10.10	
89	市			鳥の池	神戸二丁目 21、22	H5.11.25	
90	市			孝女曾與宅址	鳥ヶ地一丁目 235-1	H2.1.31	
91	市			宮崎筠圃邸址	鳥ヶ地一丁目 176	H2.1.31	
92	天然 記念物		市	薬師寺の大楠	鯛浦町上六 49	S51.12.10	
93			市	おみよし松	平島町西新田	S51.12.10	
94			市	二つお宮の松	東蜷一丁目 54	H12.12.6	
95			市	森津の藤	森津十四丁目 607	S51.12.10	
96	あま市	史跡	市	甚目寺境内地	甚目寺	S59.3.1	
97			市	七宝焼原産地道標	七宝町安松南辻田 2540	H12.11.1	
98		名勝	県	蓮華寺庭園	蜂須賀	S40.5.21	
99		天然 記念物	県	七宝町のラカンマキ	七宝町遠島	S30.6.3	
100			県	蓮華寺のカヤノキ	蜂須賀	S33.6.21	
101	蟹江町	天然 記念物	町	須成龍照院のイチョウ	須成門屋敷上 1364	S58.3.1	
102			町	舟入中部神明社のイチョウ	舟入三丁目 275	S58.3.1	
103		飛島村	史跡	村	孝女和喜之碑	大宝二丁目 15	H5.1.28
104				村	津金文左衛門胤臣像	元起一丁目 72	H8.7.4
105				村	津金君遺愛碑	元起二丁目 46	H8.7.4
106				村	奥田翁碑	新政成 1-21-1	H8.7.4
107	三重県	桑名市	天然 記念物	市	長島の大松	長島町西外面 2188 番地	H7.4.13

注) No. は図4-2-21に対応している。

出典:「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)

「守ろう!活かそう!三重の文化財 情報データベース」(三重県教育委員会ホームページ)

「一宮市内の指定文化財」(一宮市ホームページ)
「津島市の文化財」(津島市ホームページ)
「稲沢市の市指定文化財」(稲沢市ホームページ)
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」(愛西市ホームページ)
「市の文化財」(弥富市ホームページ)
「あま市の指定文化財」(あま市ホームページ)
「蟹江町の文化財一覧」(蟹江町ホームページ)
「飛島村の文化財」(飛島村ホームページ)
「桑名市の文化財」(桑名市教育委員会 文化財ホームページ)

表 4-2-55(1) 建造物一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	建造物	国	妙興寺勅使門	大和町妙興寺 2438	T9. 4. 15
2				国登録	一宮市尾西歴史民俗資料館別館 (旧林家住宅)	起下町 211	H14. 2. 14
3				国登録	真清田神社本殿及び渡殿	真清田 1-2-1	H18. 8. 3
4				国登録	真清田神社祭文殿	真清田 1-2-1	H19. 10. 2
5				国登録	真清田神社北門及び透塀	真清田 1-2-1	H19. 10. 2
6				国登録	旧起第二尋常小学校奉安殿	三条字荻 2	H19. 10. 2
7				国登録	森川家住宅主屋	大和町荻安賀字北川田 1159	H20. 7. 8
8				国登録	森川家住宅書院	大和町荻安賀字北川田 1159	H20. 7. 8
9				国登録	森川家住宅土蔵	大和町荻安賀字北川田 1159	H20. 7. 8
10				国登録	墨会館	小信中島字南九反 11-1	H20. 7. 8
11				国登録	旧湊屋店舗兼主屋	起字堤町 33-1	H22. 9. 10
12				国登録	旧湊屋土蔵	起字堤町 33-1	H22. 9. 10
13				県	妙興寺鐘楼	大和町妙興寺 2438	S45. 9. 28
14				市	小塚直持の墓碑	上祖父江字中野東	S52. 1. 17
15				市	誓阿の墓碑	富田字砂入	S53. 7. 12
16				市	正福寺山門	大和町荻安賀西北出	S59. 3. 1
17				市	妙興寺総門	大和町妙興寺 2438	S59. 3. 1
18				市	妙興寺仏殿ほか	大和町妙興寺 2438	S59. 12. 3
19				市	長隆寺本堂・山門	萩原町中島丸宮	H7. 3. 22
20		津島市		国	津島神社本殿	神明町 1	T9. 4. 15
21				国	津島神社楼門	神明町 1	S33. 5. 14
22				国	堀田家住宅	南門前町 1-2-1	S53. 5. 31
23				国登録	旧津島信用金庫本店	本町 1-52-1	H18. 3. 27
24				国登録	寶泉寺書院 (旧服部家住宅書院)	池麩町 2	H20. 10. 23
25				国登録	伊藤家住宅座敷機石荘	橋町 4-70	H21. 4. 28
26				国登録	伊藤家住宅腰掛待合	橋町 4-84	H21. 4. 28
27				国登録	旧堀田廣之家住宅主屋	祢宜町 68	H28. 11. 29
28				国登録	旧堀田廣之家住宅蔵	祢宜町 68	H28. 11. 29
29				国登録	旧堀田廣之家住宅門	祢宜町 68	H28. 11. 29
30				国登録	旧堀田廣之家住宅煉瓦塀	祢宜町 68	H28. 11. 29
31				国登録	旧堀田廣之家住宅板塀	祢宜町 68	H28. 11. 29
32				国登録	愛知県立津島高等学校正門門柱 (旧愛知県津島中学校正門)	宮川町三丁目 80	H29. 6. 28

表 4-2-55(2) 建造物一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
33	愛知県	津島市	建造物	県	津島神社南門	神明町 1	S43. 3. 11
34				県	津島神社拝殿等	神明町 1	S56. 2. 23
35				市	輪転式経蔵	東柳原町	-
36				市	氷室作太夫家住居	片町 2 丁目	-
37				市	渡邊家住宅	本町 3 丁目 13	-
38		稲沢市		国	萬徳寺多宝塔	長野 3-2-57	M34. 3. 27
39				国	性海寺多宝塔	大塚南 1-33	M36. 4. 15
40				国	長光寺地藏堂	六角堂東町 3-2-8	M39. 4. 14
41				国	尾張大国霊神社楼門	国府宮 1 丁目 1-1	S30. 6. 22
42				国	尾張大国霊神社拝殿	国府宮 1 丁目 1-1	S30. 6. 22
43				国	萬徳寺鎮守堂	長野 3-2-57	S33. 5. 14
44				国	性海寺本堂及び宝塔	大塚南 1-33	S44. 6. 20
45				市	本堂厨子	船橋町 30	S54. 11. 1
46				市	厨子	片原一色町道上 67	H1. 10. 2
47				市	山門	大塚南 1 丁目 33	S50. 4. 1
48				市	本殿	大塚南 1 丁目 27	S50. 4. 1
49				市	半床庵(茶室)	国府宮 1 丁目 1-1	S50. 4. 1
50				市	勅使門	稲葉 1 丁目 6-2	S54. 11. 1
51				市	楼門	六角堂東町 3 丁目 2	S54. 11. 1
52				市	中高記念館	国府宮 2 丁目 7-17	S50. 4. 1
53				市	長福寺の仁王門 付仁王像	平和町下三宅	S17. 7. 1
54		愛西市		国登録	鈴木家住宅主屋	須依町郷 577-1 他	H20. 3. 7
55				国登録	鈴木家住宅蔵	須依町郷 577-1 他	H20. 3. 7
56				国登録	鈴木家住宅米蔵	須依町郷 577-1 他	H20. 3. 7
57				国登録	鈴木家住宅門及び外塀	須依町郷 577-1 他	H20. 3. 7
58				県	八幡社本殿	西條町二町田 35	S41. 10. 12
59		弥富市		市	明治天皇佐屋行在所の門 (加藤五左衛門本陣の門)	西保町北川原	H17. 3. 4
60				国	服部家住宅主屋・離座敷・表門	荷之上町石仏 419	S49. 2. 5
61				市	服部家住宅	荷之上町石仏 419	S49. 2. 5
62				市	竹長押茶屋	前ヶ須町野方 719	S51. 12. 10
63		あま市		市	藍亭	森津 14 丁目 607	H31. 1. 7
64				国	甚目寺南大門	甚目寺東門前 24	M33. 4. 7
65		蟹江町		国	甚目寺三重塔・東門	甚目寺東門前 24	S28. 11. 14
66				国	富吉建速神社本殿	須成字門屋敷上 1363	S28. 3. 31
67				国	八剱社本殿	須成字門屋敷上 1363	S28. 3. 31
68				国登録	甘強味淋旧本社事務所	城 4 丁目 1-1	H17. 11. 10
69				国登録	甘強味淋工場	城 4-1 地先内法	H17. 11. 10
70				国登録	甘強味淋住宅主屋	城 4-1 地先内法	H17. 11. 10
71				国登録	甘強味淋住宅土蔵	城 4-1 地先内法	H17. 11. 10
72				国登録	山口家住宅主屋	城 4-215	H23. 1. 26
73				国登録	山口家住宅茶室	城 4-215	H23. 1. 26
74				国登録	山口家住宅表門	城 4-215	H23. 1. 26

表 4-2-55(3) 建造物一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
75	愛知県	飛島村	建造物	村	六角れんが蔵	大宝二丁目 39	H6. 2. 23
76				村	大宝排水機場保存館	大宝六丁目 85	-
77				村	一切経蔵	元起二丁目 16	-
78				村	飛島村郷土資料室	竹之郷三丁目 1	-
79	三重県	桑名市		市	旧長島城大手門	長島町又木 77 番地 3	S58. 12. 10

注) No. は図4-2-22に対応している。

出典：「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)

「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)

「守ろう！活かそう！三重の文化財 情報データベース」(三重県教育委員会ホームページ)

「一宮市内の指定文化財」(一宮市ホームページ)

「津島市の文化財」(津島市ホームページ)

「稲沢市の市指定文化財」(稲沢市ホームページ)

「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」(愛西市ホームページ)

「あま市の指定文化財」(あま市ホームページ)

「蟹江町の文化財一覧」(蟹江町ホームページ)

「桑名市の文化財」(桑名市教育委員会 文化財ホームページ)

表 4-2-56(1) 有形民俗文化財・無形民俗文化財一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
①	愛知県	一宮市	有形民俗文化財	市	絵馬（貴人乗馬の図）	三条宮西 1145	S41. 9. 12
②				市	宿札	一宮市尾西歴史民俗資料館 （起下町 211）	S41. 9. 12
③				市	神頭矢	真清田 1 丁目 2-1	S48. 8. 7
④				市	川並奉行所表札・検印	一宮市博物館 （大和町妙興寺 2390）	S48. 8. 7
⑤				市	小原の千体地藏	小原町	S50. 2. 11
⑥			無形民俗文化財	県	水法の芝馬祭	浅野白山 16-1	S59. 3. 30
⑦				市	西五城木遣り及び棒振り	西五城	S45. 8. 10
⑧				市	起六斎ばやし	起	H16. 6. 18
⑨		津島市	有形民俗文化財	県	徳成寺の千体地藏	百町字中住吉 22 番地	S47. 6. 7
⑩				県	尾張津島天王祭の車楽	神明町	S59. 2. 27
⑪				市	今市場十王堂の仏像・仏画	今市場町 3 丁目 12	S43. 2. 9
⑫				市	津島神社富くじ	神明町 1	S45. 9. 24
⑬				市	御祈祷御守	南門前町	S47. 5. 12
⑭			無形民俗文化財	国	尾張津島天王祭の車楽舟行事	神明町 1、宮川町 1 丁目	S55. 1. 28
⑮				県	くつわ踊	中野町	S42. 10. 30
⑯				市	津島神社開扉祭の大松明行事	神明町 1	H27. 6. 26
⑰				市	伊六万才	—	S42. 9. 16
⑱				市	鬼祭	上河原町 6	S42. 9. 16
⑲				市	七福神踊	埋田町	S43. 2. 9
⑳				市	津島秋祭池町山車（七切の山車）	池麩町	S43. 2. 9
㉑				市	津島秋祭小之座山車（七切の山車）	天王通り	S43. 2. 9
㉒				市	津島秋祭北町山車（七切の山車）	北町	S43. 2. 9
㉓				市	津島秋祭米之座山車（七切の山車）	米之座町	S43. 2. 9
㉔				市	津島秋祭高屋敷山車（七切の山車）	高屋敷町	S43. 2. 9
㉕				市	津島秋祭布屋町山車（七切の山車）	天王通り	S43. 2. 9
㉖				市	津島秋祭麩屋町山車（七切の山車）	池麩町	S43. 2. 9
㉗				市	津島秋祭朝日町山車（今市場の山車）	瑞穂町	S43. 2. 9
㉘				市	津島秋祭小中切山車（今市場の山車）	今市場町	S43. 2. 9
㉙				市	津島秋祭大中切山車（今市場の山車）	今市場町	S43. 2. 9
㉚				市	津島秋祭中町山車（向島の山車）	中之町	S43. 2. 9
㉛				市	津島秋祭馬場町山車（向島の山車）	馬場町	S43. 2. 9
㉜				市	津島秋祭上町山車（向島の山車）	江川町	S43. 2. 9
㉝				市	津島秋祭上町山車（神守の山車）	神守町字上町	S43. 2. 9
㉞				市	津島秋祭中町山車（神守の山車）	神守町字中町	S43. 2. 9
㉟				市	津島秋祭南町山車（神守の山車）	神守町字下町	S43. 2. 9
㊱				市	津島秋祭北部有志石採祭車	明天町	S43. 2. 9
㊲				市	津島秋祭中部有志石採祭車	明天町	S43. 2. 9
㊳				市	津島秋祭南部有志石採祭車	明天町	S43. 2. 9
㊴				市	津島秋祭唐臼町石採祭車	唐臼町	S43. 2. 9

表 4-2-56(2) 有形民俗文化財・無形民俗文化財一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
④①	愛知県	津島市	無形民俗文化財	市	津島秋祭中一色町中郷之切神楽	中一色町	S43. 2. 9
④②				市	津島秋祭中一色町西之切神楽	中一色町	S43. 2. 9
④③				市	津島秋祭中一色町東之切神楽	中一色町	S43. 2. 9
④④				市	津島秋祭中一色町市場之切神楽	中一色町	S43. 2. 9
④⑤				市	津島秋祭鹿伏兎町東之切神楽	鹿伏兎町	S43. 2. 9
④⑥				市	津島秋祭鹿伏兎町西之切神楽	鹿伏兎町	S43. 2. 9
④⑦				市	津島秋祭菰原町三十人組神楽 (左京神楽)	菰原町	H4. 9. 27
④⑧				市	津島秋祭菰原町二十六人組神楽 (右京神楽)	菰原町	H4. 9. 27
④⑨				市	津島秋祭百町上之割神楽	百町	S43. 2. 9
⑤①				市	津島秋祭百町大切神楽	百町	S43. 2. 9
⑤②				市	津島秋祭百町新所神楽	百町	S43. 2. 9
⑤③				市	津島秋祭宇治町神楽	宇治町	S43. 2. 9
⑤④				市	津島秋祭百島町神楽	百島町	S43. 2. 9
⑤⑤				市	津島秋祭新開町神楽	新開町	S43. 2. 9
⑤⑥				市	津島秋祭古川町神楽	大字古川	S43. 2. 9
⑤⑦				市	津島秋祭愛宕町神楽	愛宕町	S43. 2. 9
⑤⑧				市	津島秋祭金柳町神楽	金柳町	S43. 2. 9
⑤⑨				市	津島秋祭神尾町神楽	神尾町	S43. 2. 9
⑥①				市	津島秋祭大坪町神楽	大坪町	S43. 2. 9
⑥②				市	津島秋祭白浜町神楽	白浜町	S53. 10. 12
⑥③				市	津島秋祭越津町神楽	越津町	S53. 10. 12
⑥④		稲沢市	有形民俗文化財	市	山車	北市場町	S50. 4. 1
⑥⑤				市	地藏堂の円空仏	池部町	S60. 8. 1
⑥⑥			無形民俗文化財	県	尾張の虫送り行事	祖父江町	S59. 2. 27
⑥⑦				県	国府宮の雛追祭	国府宮一丁目	S59. 11. 28
⑥⑧				市	三宮社の御武射	大塚南 1 丁目 27	H3. 11. 1
⑥⑨				市	木遣音頭	平和町法立	H17. 7. 1
⑦①				市	一時上臈	平和町三宅	H17. 7. 1
⑦②				市	高熊の輪くぐり	祖父江町祖父江	H17. 7. 1
⑦③				市	山崎地藏まつり 付 山崎地藏太鼓	祖父江町山崎	H29. 4. 28
⑦④	愛西市	あま市	有形民俗文化財	市	甚目寺説教源氏節人形および正本 その関連資料	甚目寺東大門 8	H31. 1. 24
⑦⑤			無形民俗文化財	市	下之森オコワ祭	七宝町下之森屋敷 662	H24. 10. 22
⑦⑥				市	木田八剱社湯の花神事	木田宮東 16	H24. 10. 22
⑦⑦				市	二十五菩薩お練り供養	蜂須賀大寺 1352	H28. 2. 25
⑦⑧		愛西市	有形民俗文化財	県	尾張津島天王祭の車楽	稲葉町	S59. 2. 27
⑦⑨			無形民俗文化財	国選択	尾張西部のオコワ祭	勝幡町大縄場 2820	H19. 3. 7
⑦⑩				国選択	尾張西部の子供ザイレン	—	H29. 3. 3
⑦⑪				市	管粥	日置町本郷 124-1	S62. 4. 9
⑦⑫				市	定納元服・オビシヤ	二子町松原 9	H12. 2. 17
⑦⑬				市	勝幡おこわまつり	勝幡町大縄場 2820	H17. 1. 26

表 4-2-56(3) 有形民俗文化財・無形民俗文化財一覧

No.	県	市町村	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
㊸	愛知県	蟹江町	有形民俗文化財	町	須成祭山車人形	大字須成門屋敷上 1363	S54. 7. 23
㊹				町	彩色陶製狛犬	大字須成門屋敷上 1363	S54. 7. 23
㊺			無形民俗文化財	国	須成祭の車楽船行事と神葭流し	大字須成門屋敷上 1363	H24. 3. 8
㊻				町	蟹江新町日吉神楽	蟹江新町	S63. 4. 1
㊼	三重県	桑名市	無形民俗文化財	市	長島の八幡神社獅子舞	長島町西外面 423 番地	S63. 7. 1

注1) No. は図4-2-22に対応している。

注2) —：所在地不明

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

「文化財ナビ愛知」（愛知県ホームページ）

「守ろう！活かそう！三重の文化財 情報データベース」（三重県教育委員会ホームページ）

「一宮市内の指定文化財」（一宮市ホームページ）

「津島市の文化財」（津島市ホームページ）

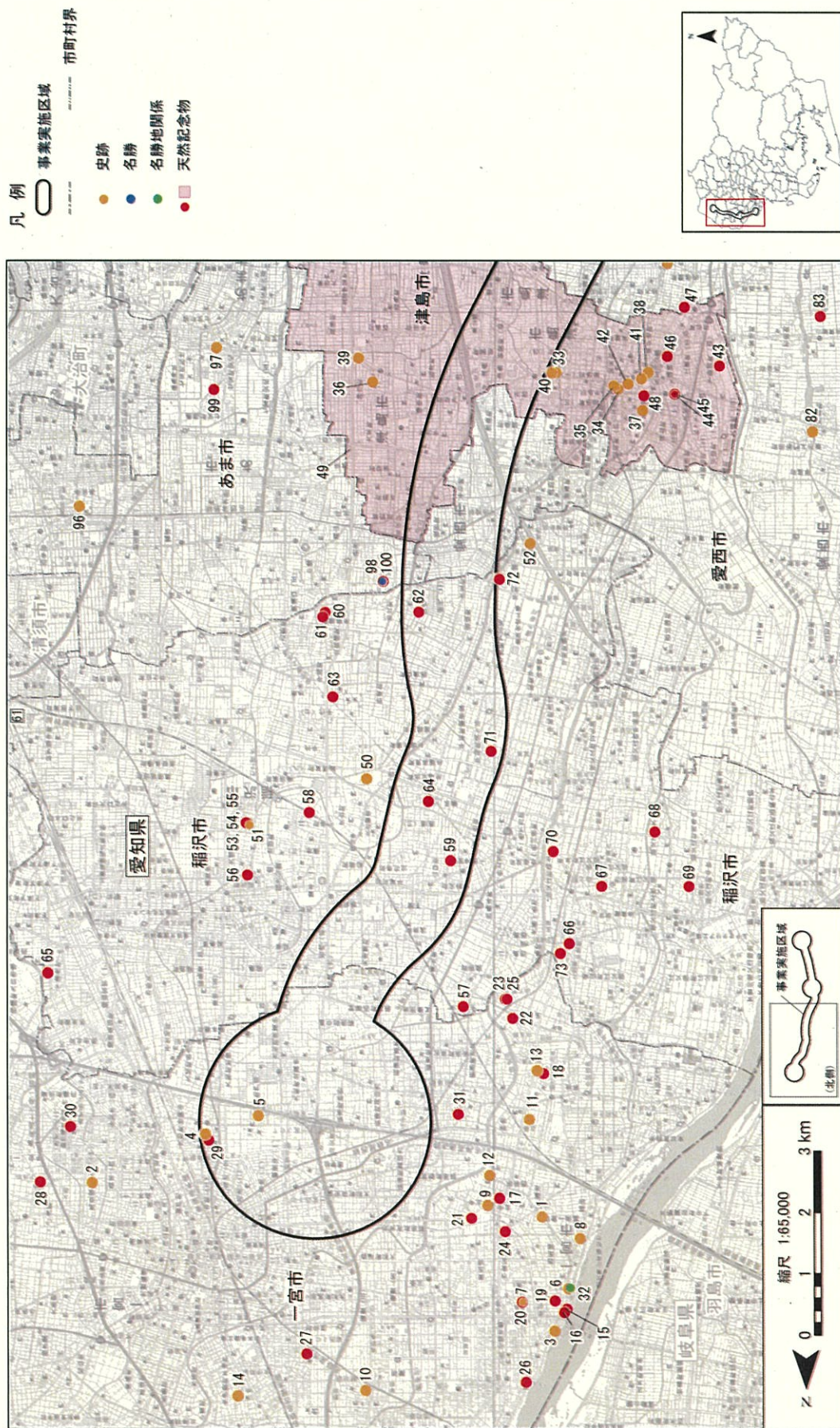
「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）

「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）

「あま市の指定文化財」（あま市ホームページ）

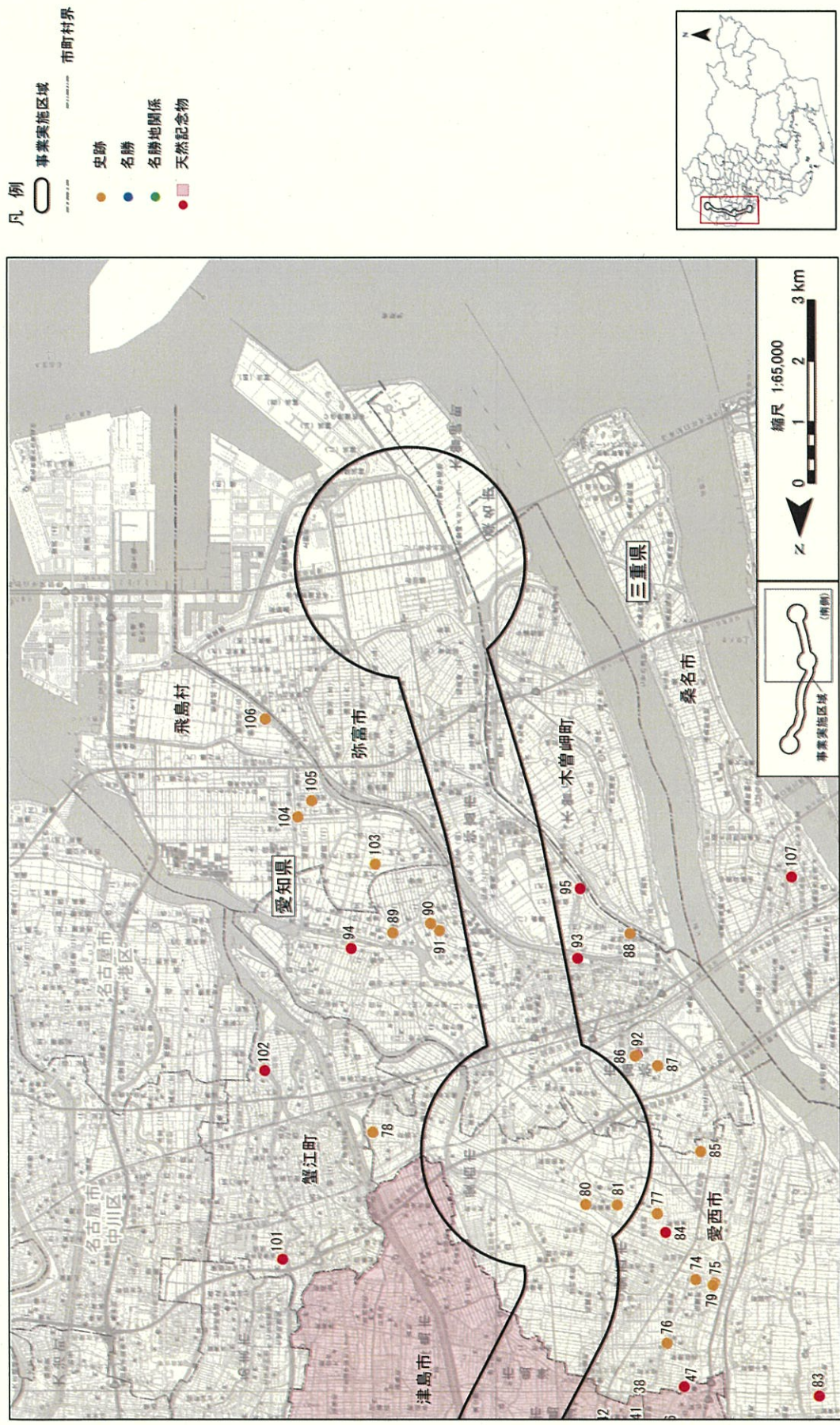
「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）

「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）



出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)
「守ろう! 活かそう! 三重の文化財 情報データベース」(三重県教育委員会ホームページ)
「一宮市指定文化財」(一宮市ホームページ)
「津島市の文化財」(津島市ホームページ)
「稲沢市の市指定文化財」(稲沢市ホームページ)
「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」(愛西市ホームページ)
「市の文化財」(弥富市ホームページ)
「あま市の指定文化財」(あま市ホームページ)
「蟹江町の文化財一覧」(蟹江町ホームページ)
「飛島村の文化財」(飛島村ホームページ)
「桑名市の文化財」(桑名市教育委員会ホームページ)

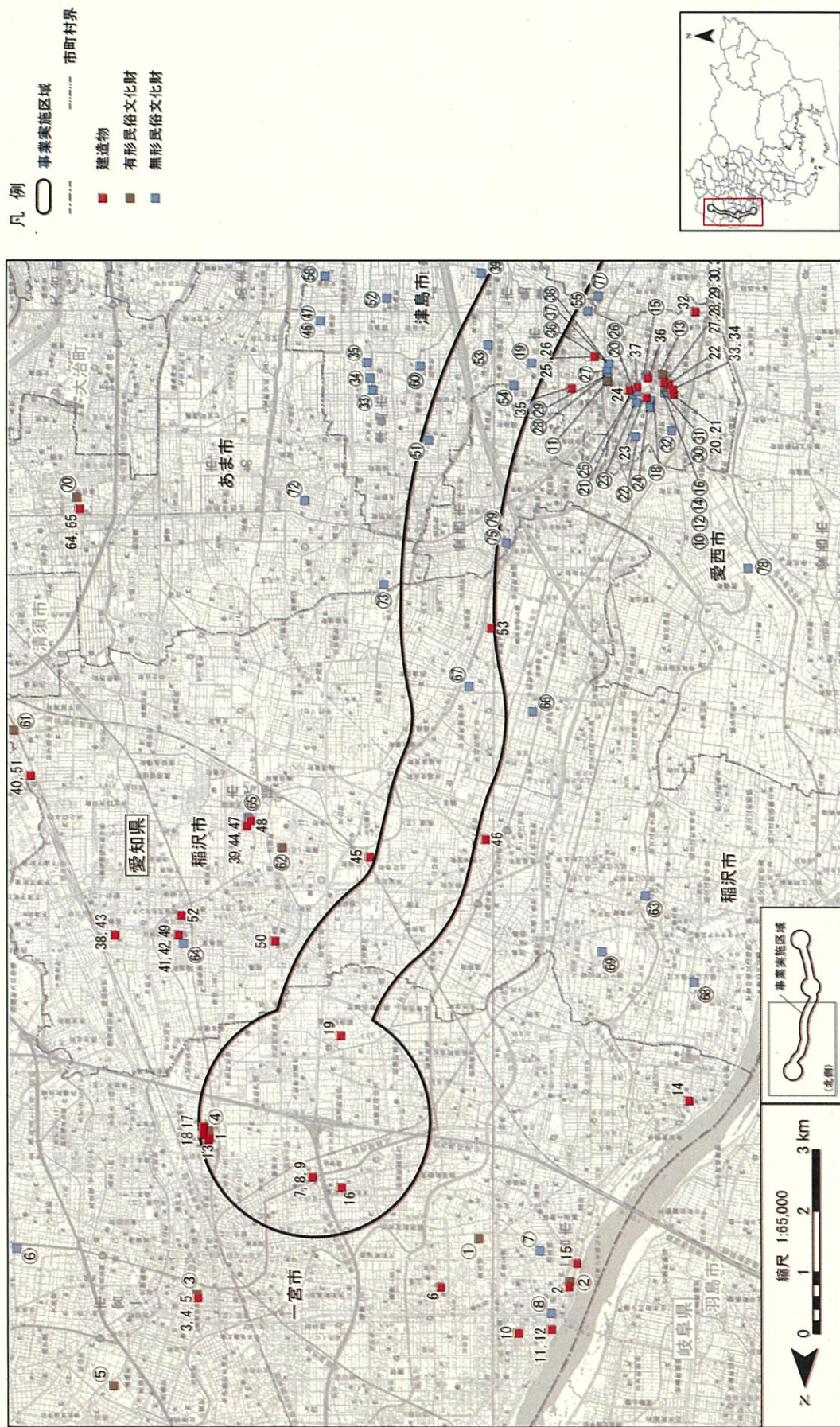
図 4-2-21(1) 文化財位置図 (史跡・名勝・天然記念物等)



出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)
「守ろう!活かそう!三重の文化財 情報データベース」(三重県教育委員会ホームページ)
「一宮市指定文化財」(一宮市ホームページ)
「津島市の文化財」(津島市ホームページ)
「福沢市の市指定文化財」(福沢市ホームページ)

「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」(愛西市ホームページ)
「市の文化財」(弥富市ホームページ)
「あま市の指定文化財」(あま市ホームページ)
「蟹江町の文化財一覧」(蟹江町ホームページ)
「飛島村の文化財」(飛島村ホームページ)
「桑名市の文化財」(桑名市教育委員会ホームページ)

図 4-2-21(2) 文化財位置図 (史跡・名勝・天然記念物等)



注) No. ⑦及び⑧は所在地不明のため、図示していない。

出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)

「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)

「守ろう! 活かそう! 三重の文化財 情報データベース」(三重県教育委員会ホームページ)

「一宮市指定文化財」(一宮市ホームページ)

「津島市の文化財」(津島市ホームページ)

「稲沢市の市指定文化財」(稲沢市ホームページ)

「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」(愛西市ホームページ)

「市の文化財」(弥富市ホームページ)

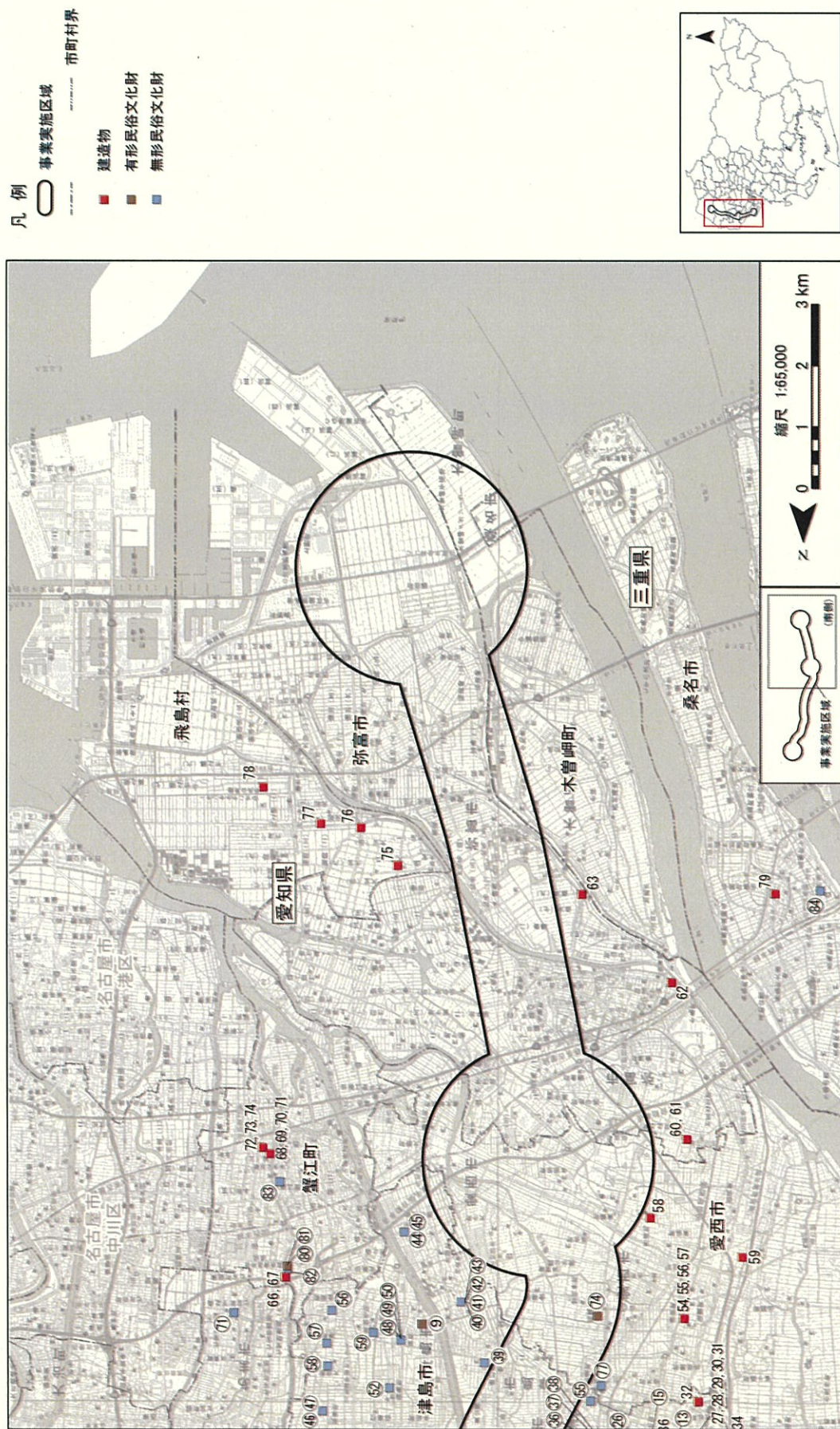
「あま市の指定文化財」(あま市ホームページ)

「飛島町の文化財一覧」(飛島町ホームページ)

「飛島村の文化財」(飛島村ホームページ)

「桑名市の文化財」(桑名市教育委員会ホームページ)

図 4-2-22(1) 文化財位置図(建造物・有形民俗文化財・無形民俗文化財)



注) No. ①⑦及び⑧は所在地不明のため、図示していない。
 出典: 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
 「文化財ナビ愛知」(愛知県ホームページ)
 「守ろう! 活かそう! 三重の文化財 情報データベース」(三重県教育委員会ホームページ)
 「一宮市指定文化財」(一宮市ホームページ)
 「津島市の文化財」(津島市ホームページ)
 「稲沢市の市指定文化財」(稲沢市ホームページ)

「愛西市内の指定・登録・選択文化財一覧」(愛西市ホームページ)
 「市の文化財」(弥富市ホームページ)
 「あま市の指定文化財」(あま市ホームページ)
 「蟹江町の文化財一覧」(蟹江町ホームページ)
 「飛島村の文化財」(飛島村ホームページ)
 「桑名市の文化財」(桑名市教育委員会ホームページ)

図 4-2-22(2) 文化財位置図 (建造物・有形民俗文化財・無形民俗文化財)

27) 文化財保護法に基づく埋蔵文化財

調査区域における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 第 92 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 4-2-57 及び図 4-2-23 に示すとおり、1,056 件存在しています。

表 4-2-57 周知の埋蔵文化財包蔵地件数

県名	市町村名	周知の埋蔵文化財包蔵地数
愛知県	一宮市	111 件
	津島市	72 件
	稲沢市	646 件
	愛西市	140 件
	弥富市	7 件
	あま市	71 件
	蟹江町	1 件
三重県	桑名市	8 件
	計	1,056 件

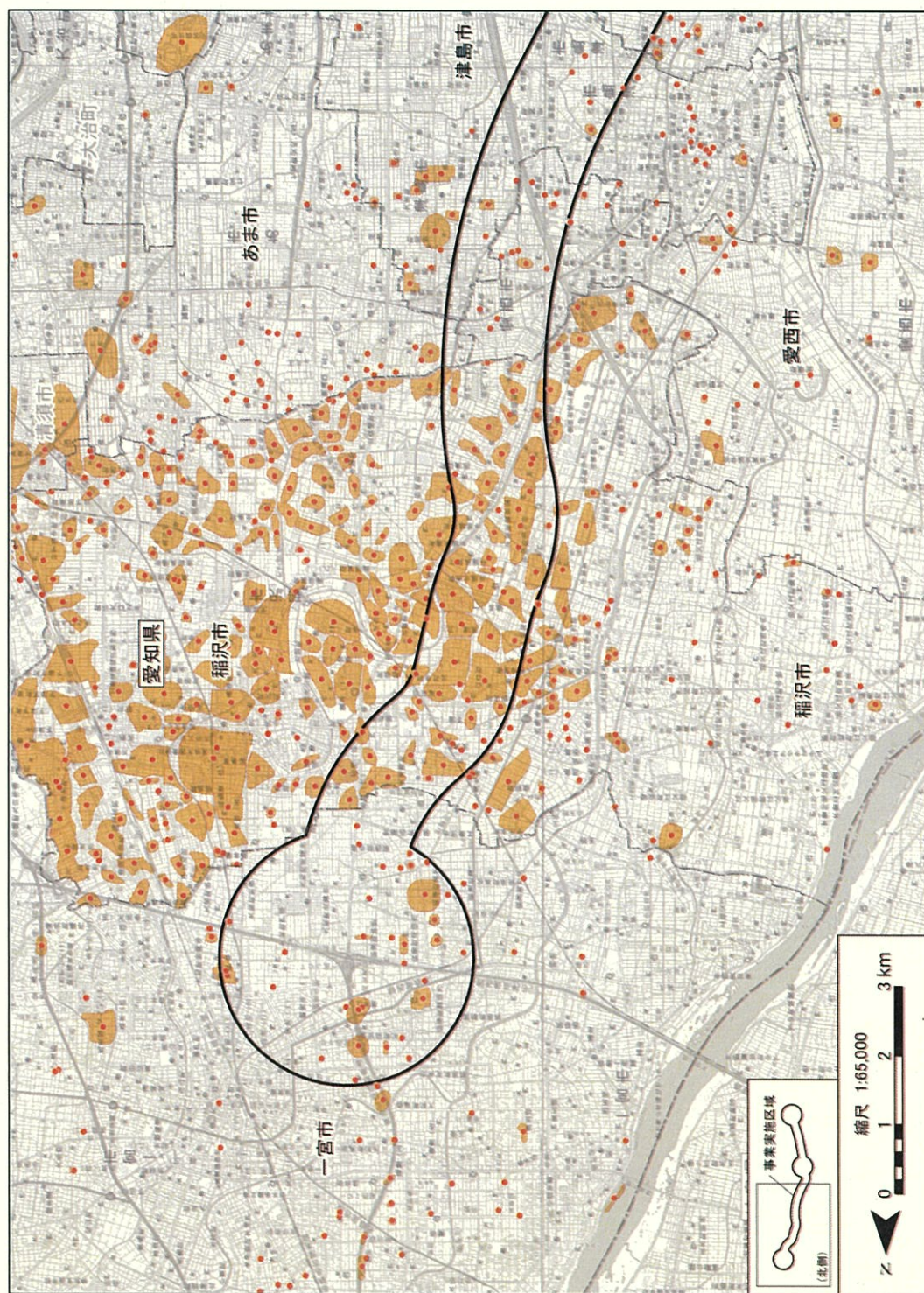
出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財・記念物」(愛知県ホームページ)
「埋蔵文化財包蔵地地図」(桑名市ホームページ)

凡 例

事業実施区域

市町村界

埋蔵文化財包蔵地



出典: 「マップあいち 愛知県文化財マップ埋蔵文化財・記念物」(愛知県ホームページ)
「埋蔵文化財包蔵地地図」(桑名市ホームページ)

図 4-2-23(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図



出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ 埋蔵文化財・記念物」(愛知県ホームページ)
「埋蔵文化財包蔵地地図」(桑名市ホームページ)

図 4-2-23(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

28) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された
 国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域における「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）第 72 条の規定に基づく都
 道府県立自然公園の区域は、表 4-2-58 及び図 4-2-24 に示すとおり、水郷県立自然公園が存在して
 います。水郷県立自然公園の一部が事業実施区域に位置しています。

なお、同法第 5 条第 1 項の規定に基づく国立公園、同法第 2 項の規定に基づく国定公園はありま
 せん。

表 4-2-58 都道府県立自然公園

種別	名称	所在地	面積 (ha)	指定日
県立自然公園	水郷県立自然公園	三重県桑名市、木曾岬町	6,842	昭和 28 年 10 月 1 日

出典：「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）

29) 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二
 条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定さ
 れた都道府県立自然環境保全地域

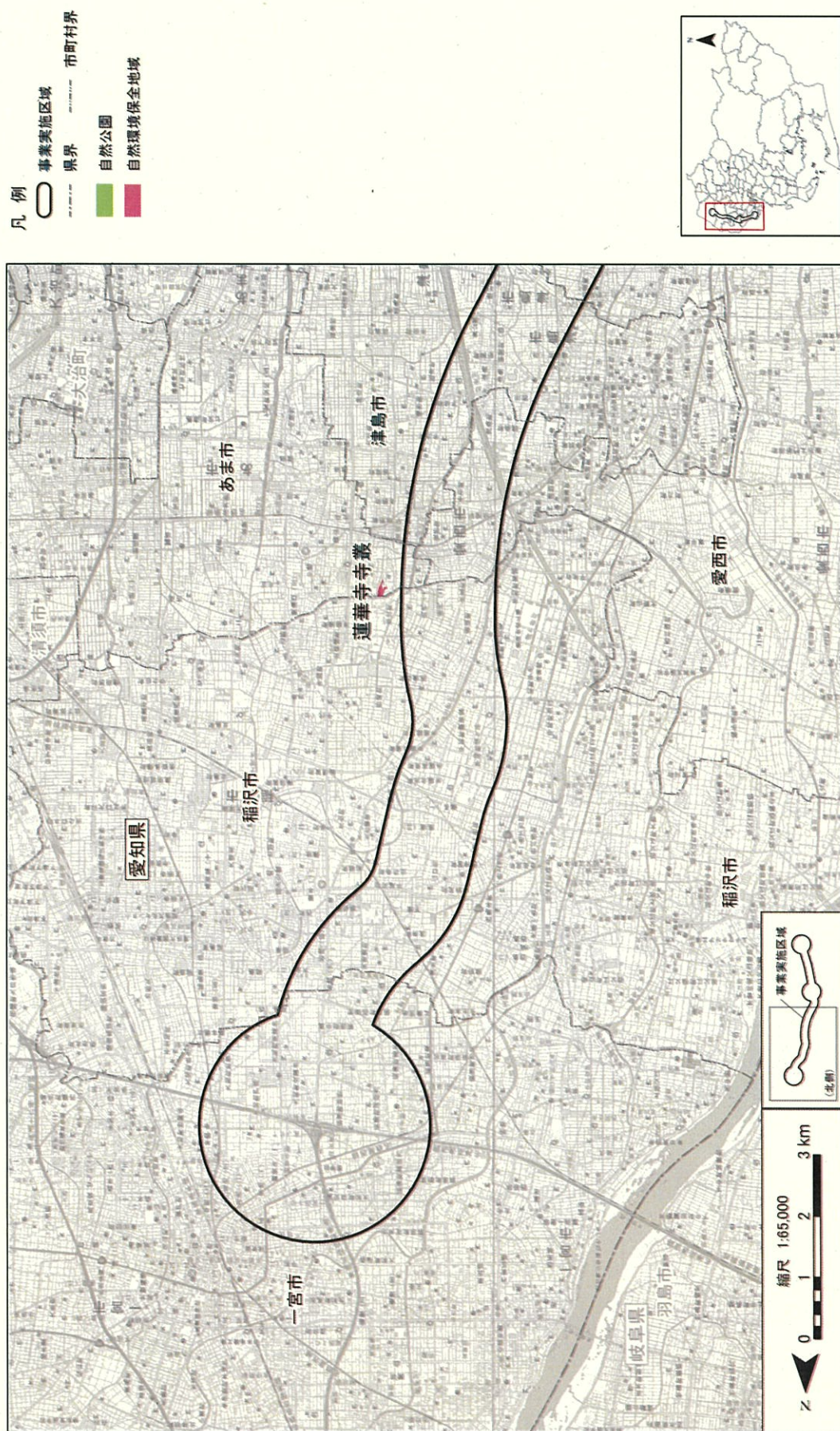
調査区域における「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）第 45 条第 1 項の規定
 に基づく都道府県自然環境保全地域は、表 4-2-59 及び図 4-2-24 に示すとおり、蓮華寺寺叢の 1 件
 が存在しています。事業実施区域に都道府県自然環境保全地域は存在していません。

なお、第 14 条第 1 項の規定に基づく原生自然環境保全地域、第 22 条第 1 項の規定に基づく自然
 環境保全地域はありません。

表 4-2-59 都道府県自然環境保全地域

種別	名称	所在地	面積 (ha)			特質	指定日
			特別 地区	普通 地区	計		
愛知県自然環境 保全地域	蓮華寺寺叢	愛知県あま市 蜂須賀	0.32	1.89	2.21	自然堤防及び 常緑広葉樹林	昭和 50 年 1 月 31 日

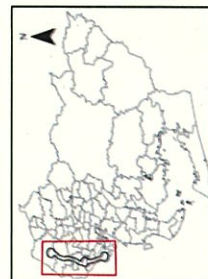
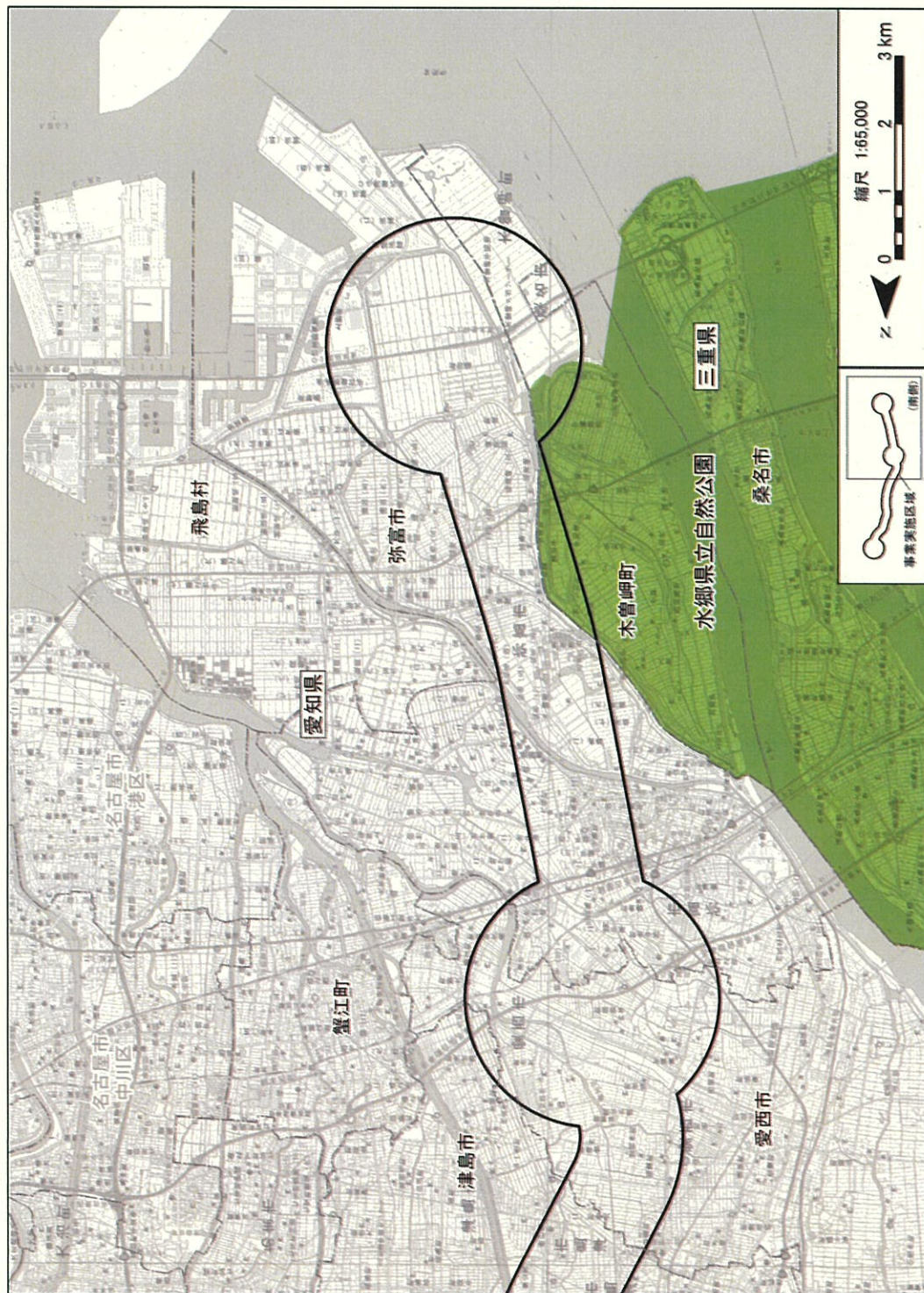
出典：「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）



出典：「三重県自然公園図」(三重県ホームページ)
「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」(愛知県環境局ホームページ)

図 4-2-24(1) 県立自然公園及び自然環境保全地域位置図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 県界
 - 自然公園
 - 自然環境保全地域



出典：「三重県自然公園図」（三重県ホームページ）
「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

図 4-2-24(2) 県立自然公園及び自然環境保全地域位置図

30) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第一二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域における「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域は存在していません。

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域の市町村のうち、愛知県及び三重県の一部の市町においては、「都市緑地法」第4条第1項に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が策定されています。

「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)では、「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」を基本理念とし、その実現に向けて施策の基本方針と成果指標を掲げています。また、一宮市全域を緑化重点地区として定めています。

「津島市緑の基本計画」(令和3年12月、津島市)では、「都市と田園、都市環境と自然環境が融合した“心地良い”空間を支える水と緑づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。

「稲沢市緑のマスタープラン」(令和2年3月、稲沢市)では、「健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち」を基本理念とし、緑のマスタープランの方向性を定めています。また、「緑の拠点連携エリア」、「山崎・サリオパーク祖父江周辺地区」、「矢合地区」、「須ヶ谷周辺地区」を緑の重点地区(緑化重点地区)として定めており、すべて調査区域に位置しています。

「愛西市緑の基本計画」(平成22年3月、愛西市)では、「水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい〜多様な自然と人を和でつなぐ〜」を緑の将来像とし、基本方針を定めています。

「あま市緑の基本計画」(令和4年3月、あま市)では、緑の都市づくりの指針として将来像に掲げられた「歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり」の実現に向けた基本的な方針を定めています。また、緑化重点地区を3地区定めています。

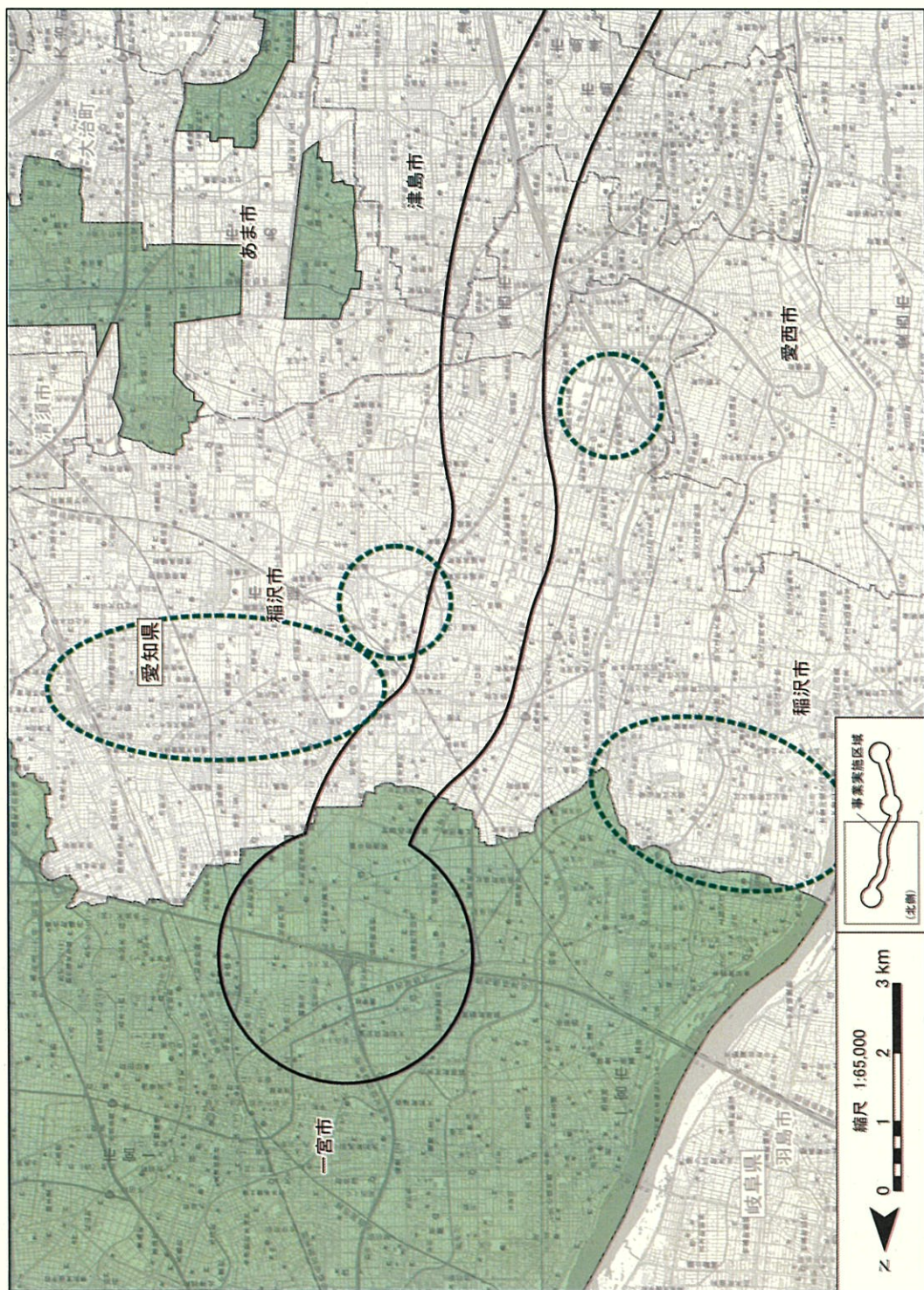
「蟹江町緑の基本計画」(令和3年3月、蟹江町)では、「蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。また、「町の中心地区」を緑化重点地区として定めており、調査区域に位置しています。

「桑名市緑の基本計画」(令和4年2月、桑名市)では、「みんなで奏でる『水と緑と歴史』のトライアングル〜水と緑と歴史のハーモニー〜」を将来像のテーマとして、基本方針を定めています。また、「中心市街地周辺地区」、「多度山・多度大社周辺地区」、「輪中の郷周辺地区」を緑化重点地区として定めており、「輪中の郷周辺地区」の1地区が調査区域に位置しています。

緑化重点地区の位置は図4-2-25に示すとおりです。

凡 例

 事業実施区域
 県界
 市町村界
 緑化重点地区



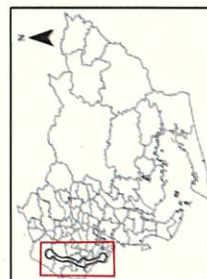
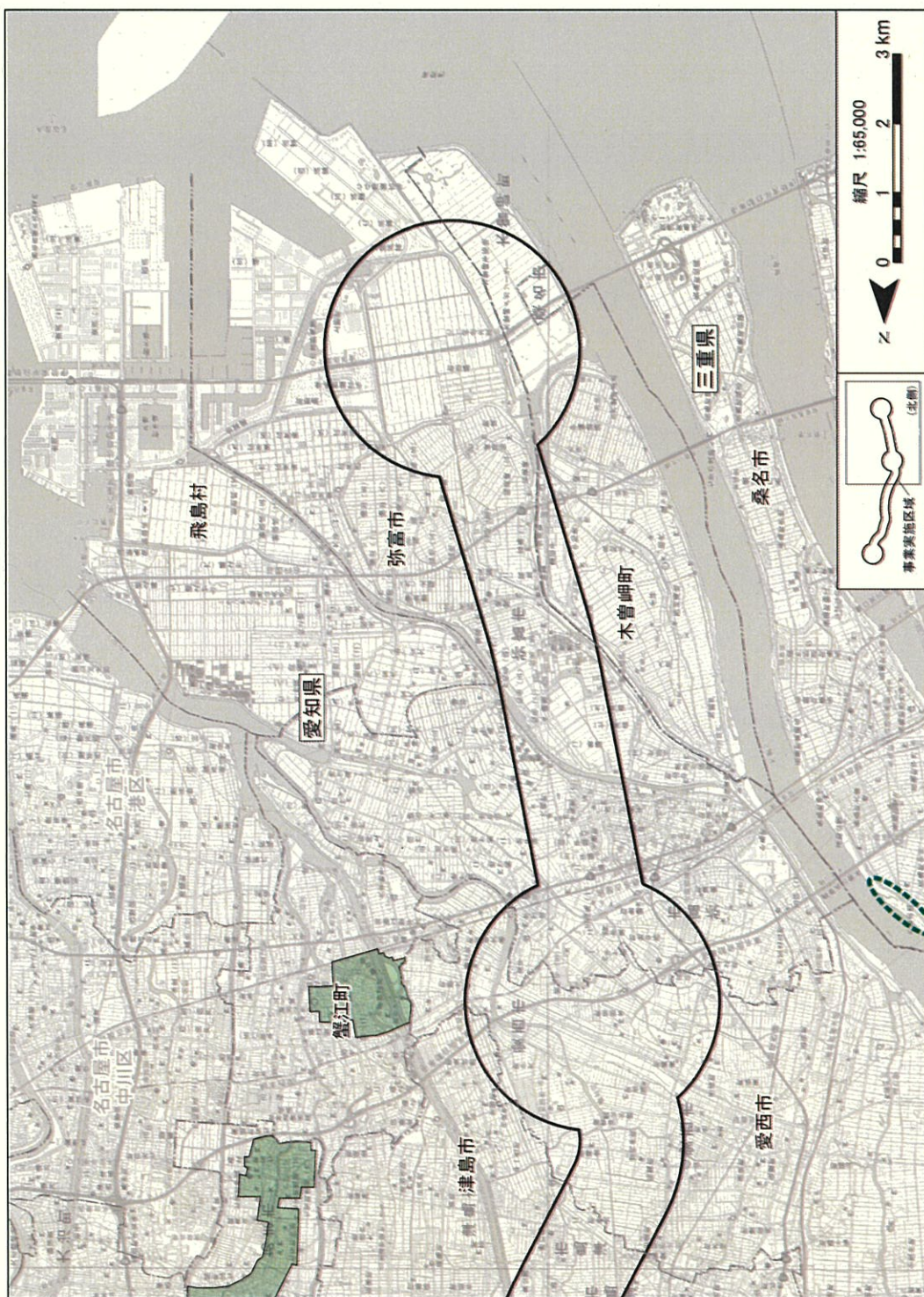
注) 出典で概ねの範囲のみが示されている地区については、点線で表示した。

出典：「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)
 「稲沢市緑のマスタープラン」(令和2年3月、稲沢市)
 「あま市緑の基本計画」(令和4年3月、あま市)
 「蟹江町緑の基本計画」(令和3年3月、蟹江町)
 「桑名市緑の基本計画」(令和4年2月、桑名市)

図 4-2-25(1) 緑化重点地区位置図

凡 例

事業実施区域
 〇 市町村界
 県界
 緑化重点地区



注) 出典で概ねの範囲のみが示されている地区については、点線で表示した。

出典：「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)
 「稲沢市緑のマスタープラン」(令和2年3月、稲沢市)
 「あま市緑の基本計画」(令和4年3月、あま市)
 「蟹江町緑の基本計画」(令和3年3月、蟹江町)
 「桑名市緑の基本計画」(令和4年2月、桑名市)

図 4-2-25(2) 緑化重点地区位置図

32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された
鳥獣保護区の区域

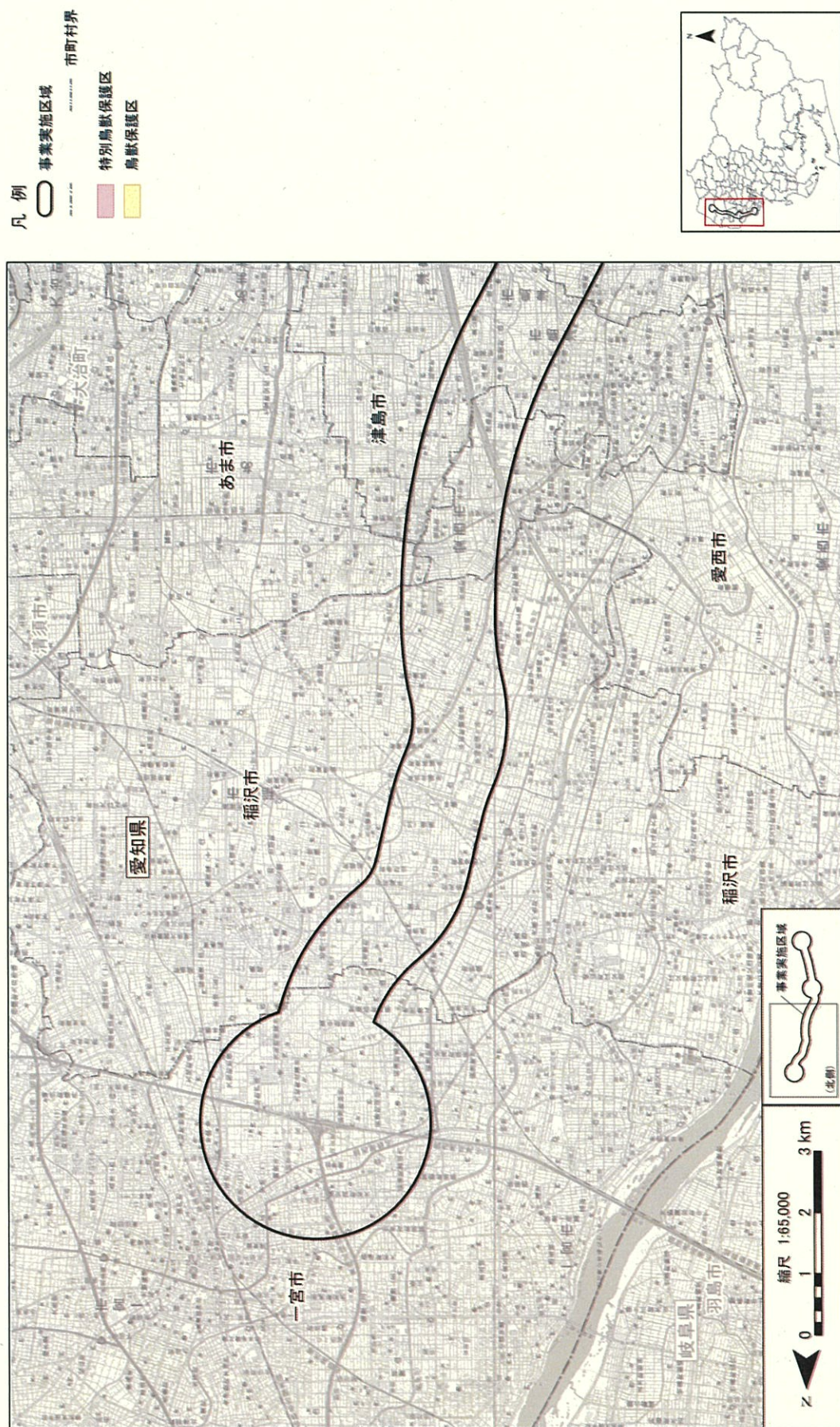
調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区は、表 4-2-60 及び図 4-2-26 に示すとおり、国指定藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区、弥富鳥獣保護区、木曽川中流鳥獣保護区（集団渡来地）の 3 箇所が存在しています。

弥富鳥獣保護区及び木曽川中流鳥獣保護区（集団渡来地）の一部が事業実施区域に位置しています。

表 4-2-60 鳥獣保護区

No.	県	市	名称	面積 (ha)	存続期間
1	愛知県	名古屋市、 飛島村	国指定藤前干潟鳥獣保護区	770	平成 24 年 11 月 1 日～ 令和 14 年 10 月 31 日
			国指定藤前干潟鳥獣保護区 特別保護地区	323	平成 24 年 11 月 1 日～ 令和 14 年 10 月 31 日
2		弥富市	弥富鳥獣保護区	216	令和 4 年 11 月 1 日～ 令和 14 年 10 月 31 日
3	三重県	木曽岬町	木曽川中流鳥獣保護区 〔集団渡来地〕	658	令和元年 11 月 1 日～ 令和 11 年 10 月 31 日

出典：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和 7 年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

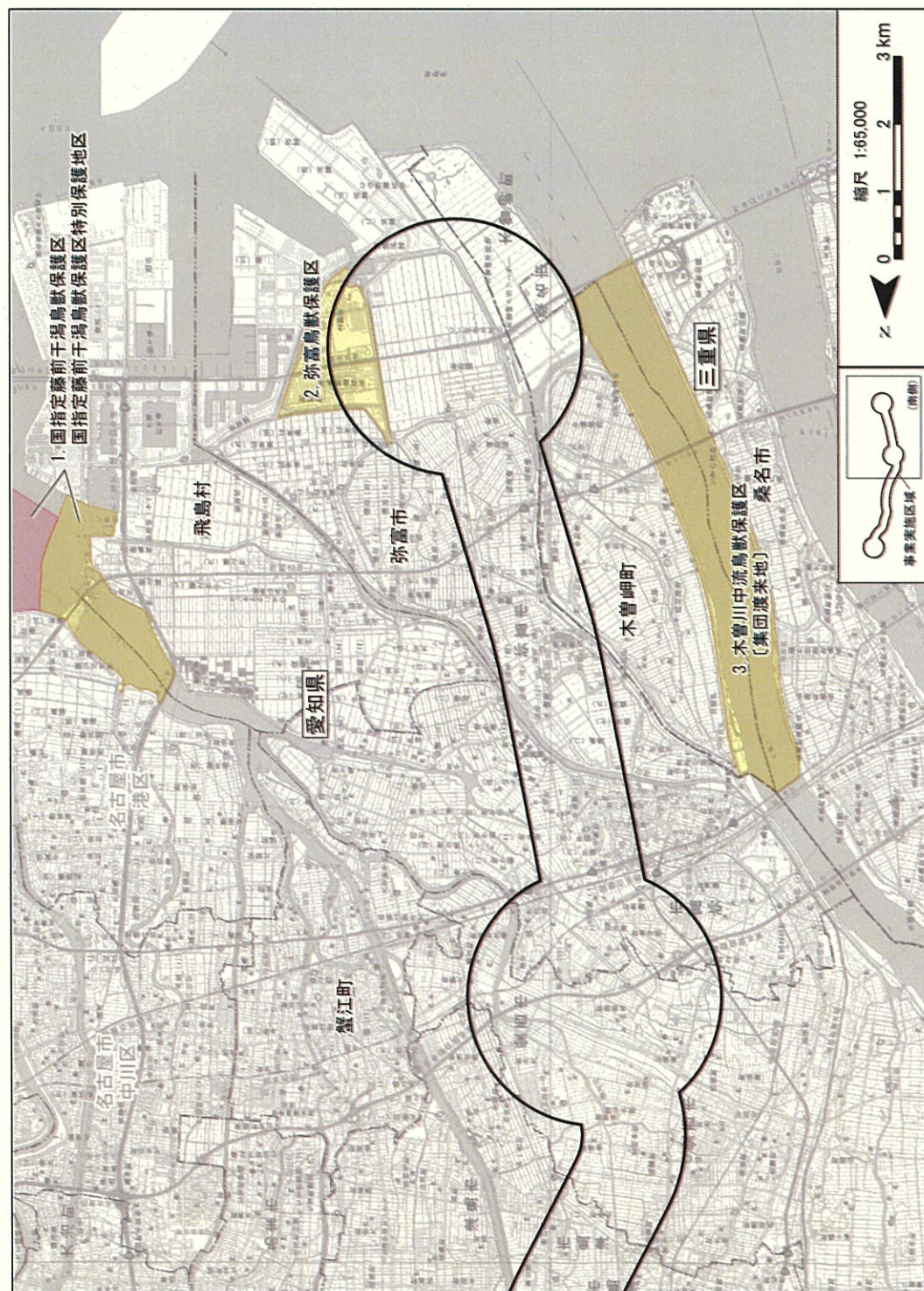


出典：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県環境局ホームページ)
「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」(三重県ホームページ)

図 4-2-26(1) 鳥獣保護区位置図

凡例

事業実施区域
市町村界
特別鳥獣保護区
鳥獣保護区



出典：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

図 4-2-26(2) 鳥獣保護区位置図

33) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

調査区域における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区は、表 4-2-61 及び図 4-2-27 に示すとおり、津島神社風致地区及び天王川風致地区の 2 件が存在しています。事業実施区域に風致地区は存在していません。

表 4-2-61 風致地区

No.	県	市	名称	指定面積 (ha)
1	愛知県	津島市	津島神社風致地区	3.6
2			天王川風致地区	13.0

注)No. は図4-2-27に対応しています。

出典：「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）

34) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

調査区域のうち、愛知県一宮市、津島市及び三重県桑名市が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づく景観行政団体となっており、愛知県一宮市及び三重県桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。なお、津島市では、令和 5 年の景観行政団体への加入以降、景観計画策定に向けて検討を進めています。

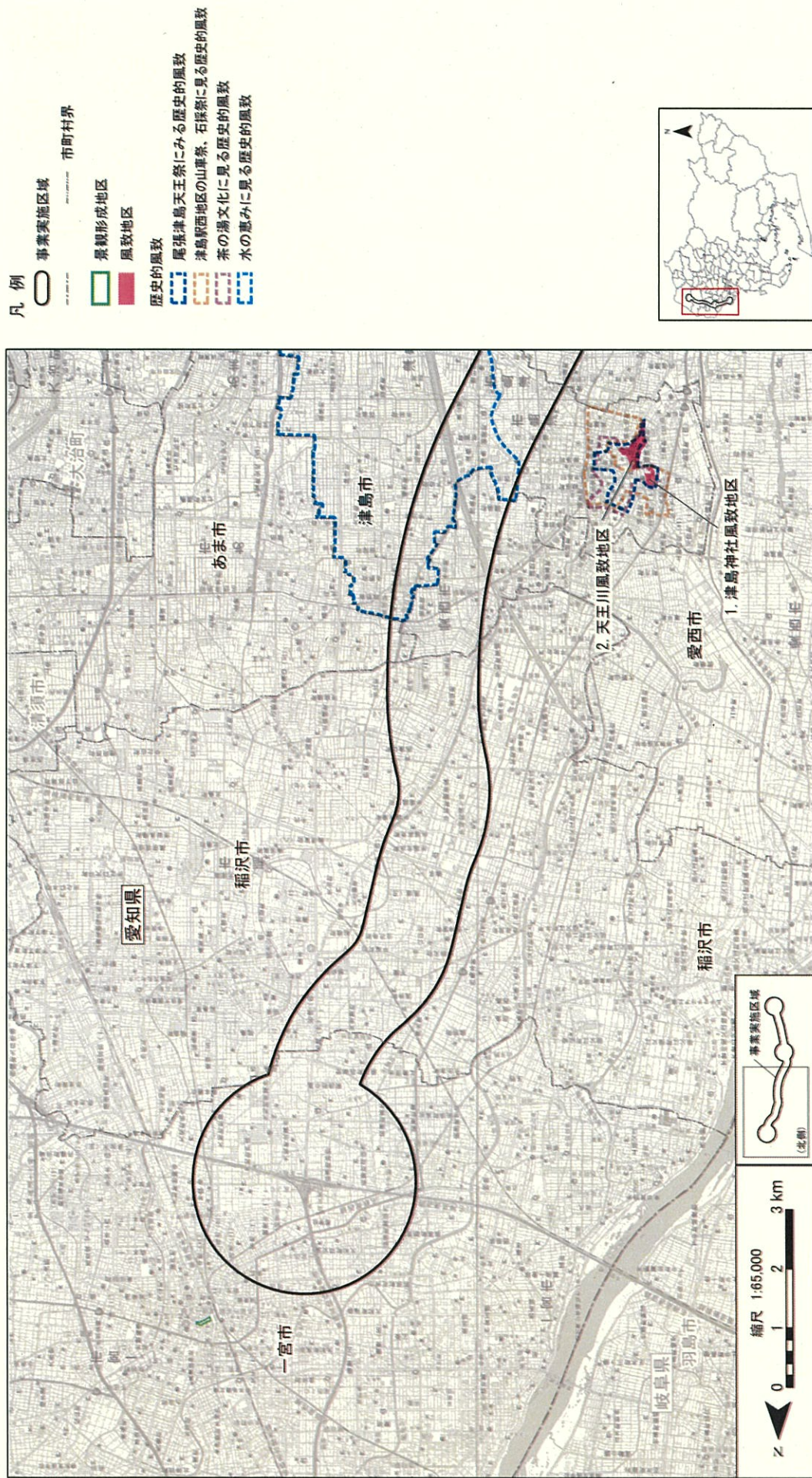
「一宮市景観基本計画」（令和 3 年 4 月、一宮市）では、「木曾川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって活力と安らぎが感じられる都市景観づくり」を景観形成の基本理念とし、「中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり」等の 5 つの基本施策を定めています。また、銀座通り沿道を都市景観形成地区として定めています。なお、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はありません。

「桑名市景観計画」（平成 27 年 4 月、桑名市）では、「コンパクトな都市構造を生かした水と緑と歴史の調和が美しい景観の形成」「水郷都市としての成り立ちを大切に景観の形成」「住民とともに地区の個性ある景観を守り、賑わいや活力を育む景観の形成」を基本目標とし、自然景観・歴史的景観・都市景観・眺望景観・心象景観についての基本方針を定めています。なお、景観形成地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はありません。

35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

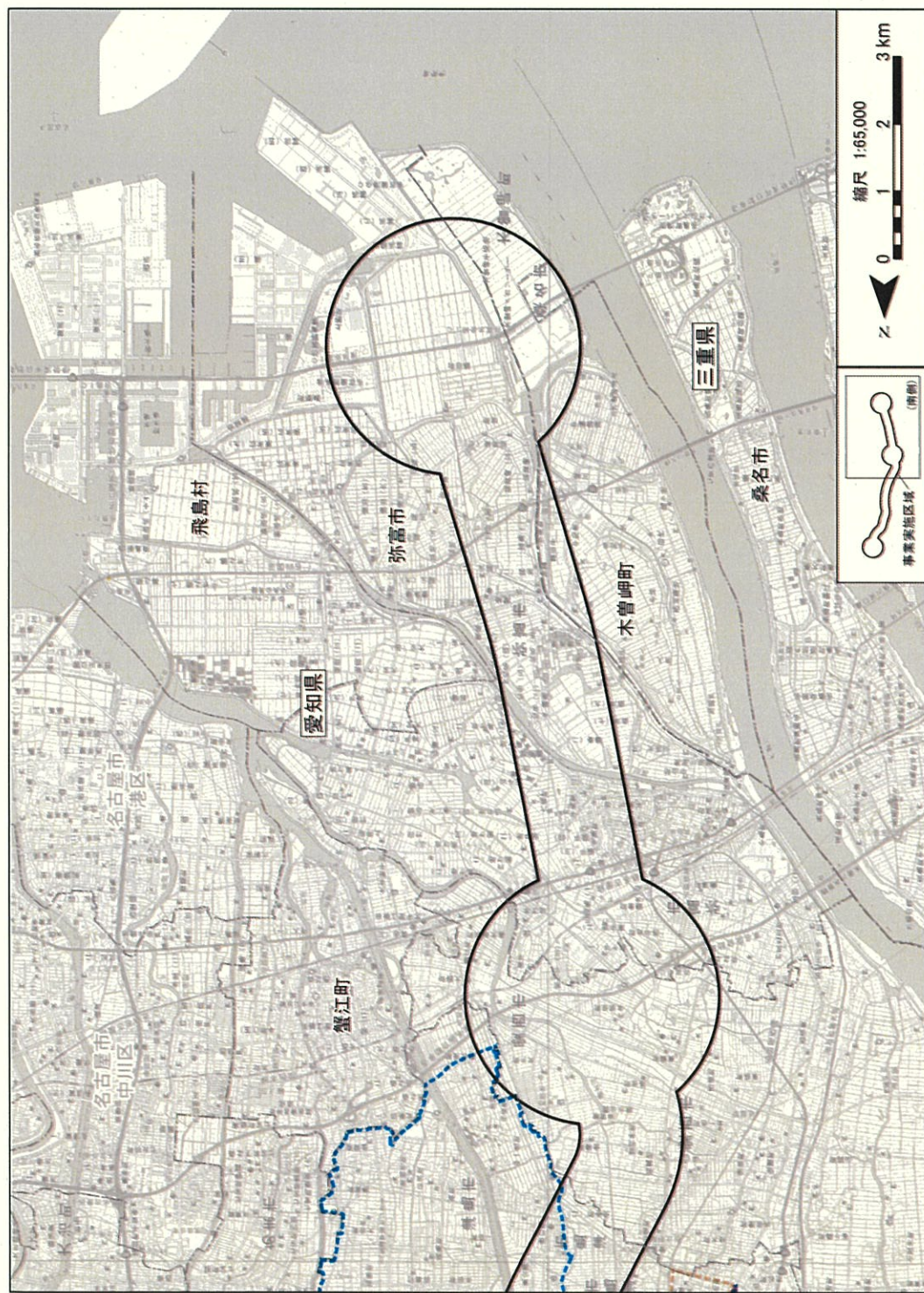
調査区域においては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は、津島市で令和 2 年 3 月 24 日に策定されています。本計画において、維持向上すべき歴史的風致として「尾張津島天王祭にみる歴史的風致」「津島駅西地区の山車祭、石採祭にみる歴史的風致」「茶の湯文化にみる歴史的風致」「水の恵みにみる歴史的風致」の 4 つを挙げています。歴史的風致の位置図を図 4-2-27 に示します。

「水の恵みにみる歴史的風致」の一部が事業実施区域に位置しています。

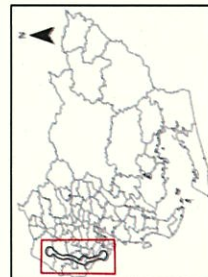


出典：「銀座通り都市景観形成地区」（一宮市ホームページ）
「マップあいち（都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「津島市WEB公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）
「津島市歴史的風致継ぎ合わせ計画について」（津島市ホームページ）

図 4-2-27(1) 景観形成地区、風致地区及び歴史的風致位置図



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 景観形成地区
 - 風致地区
 - 歴史的風致
 - 尾張津島天王祭にみる歴史的風致
 - 津島駅西地区の山車祭、石段祭にみる歴史的風致
 - 茶の湯文化にみる歴史的風致
 - 水の恵みにみる歴史的風致



出典：「銀座通り都市景観形成地区」（一宮市ホームページ）
「マップあいち（都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「津島市WEB公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）
「津島市歴史的風致維持向上計画について」（津島市ホームページ）

図 4-2-27(2) 景観形成地区、風致地区及び歴史的風致位置図

36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林設定管理要領」により指定された保護林の区域

調査区域において、「保護林制度の改正について」(平成 27 年 9 月 28 日 27 林国経第 49 号林野庁長官より各森林管理局長あて) の別紙「保護林設定管理要領」に基づき設定された保護林の区域はありません。

(2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等(景観条例等)

愛知県では、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」(平成 18 年 3 月 28 日愛知県条例第 6 号)を制定するとともに、同条例に基づき「美しい愛知づくり基本計画」(平成 19 年 3 月、愛知県)を策定し、「広域景観資源」を抽出しています。また、同条例に基づき「美しい愛知づくり景観資源 600 選」を指定しています。なお、調査区域における「美しい愛知づくり景観資源 600 選」は、表 4-2-62 及び図 4-2-28 に示すとおりです。

三重県では、景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的として「三重県景観づくり条例」(平成 19 年 10 月 20 日三重県条例第 66 号)を制定しています。

一宮市では、魅力ある景観を保全し歴史や文化が織りなす親しみのあるまちとすることを目的として「一宮市景観条例」(令和 2 年 12 月 21 日一宮市条例第 79 号)を制定しています。

桑名市では、景観形成に関する事項及び景観法の規定に基づく必要な事項を定めることにより、市と市民等が協力して、親しみと愛着を感じ、誇りの持てる優れた景観形成を図り、もって後世に継承するための美しいまちづくりの実現と市民文化の向上に資することを目的として、「桑名市景観条例」(平成 22 年 3 月 25 日桑名市条例第 11 号)を制定しています。

表 4-2-62(1) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説明
1	木曽川	-	木曽川は、一宮市の北東から南西にかけて流れ、約 18km にわたって接するシンボル河川であり、その豊富な流量を蓄えた清流とともに緑豊かな河畔林を有し、自然の動物や野鳥の生息地となっています。また、自然豊かな河畔林や市民が憩う公園と、水辺及び遠方の山々が調和した風光明媚な風景を形成しており、一宮市の自然景観の骨格を形成しているものです。
2	木曽川西中野渡船場	一宮市西中野	木曽川左岸の一宮市西中野にある桜と夕陽は一宮の絶景です。
3	おりもの感謝祭一宮七夕まつり	一宮市本町	一宮市民の守り神として崇敬される真清田神社の祭神天火明命の母親、萬幡豊秋津師比売命は太古から織物の神として知られ、そのご加護により、当地方の織物業が発達したといわれることから、毎年 7 月の最終日曜日を最終日とする木曜日からの 4 日間、織物と因縁の深い牽牛、織女にちなみ全市をあげて「織物感謝祭一宮七夕まつり」が行われます。多数の行事の中でも御衣奉獻大行列は延々 300m にも及ぶ大行列です。他にもミス七夕のオープンカーパレードなど多彩な行事が行われています。昭和 31 年に創設されたこのまつりは、飾り付けの絢爛豪華さから会期中の人出は 130 万人を越え、内外から観光客が訪れます。
4	七夕まつり	一宮市本町	7 月の後半に行われる一宮七夕まつり。毎年行われる七夕まつりを楽しみに見えます。
5	美濃路街道	一宮市萩原町から起	美濃路街道は、東海道・宮の宿と中山道・垂井宿をつなぐ約 60km の街道です。脇街道ですが、徳川家康が関が原から凱旋した道でもあり、宿場・一里塚・並木などが本街道に準じて整備されました。朝鮮通信使・琉球王使・紀州家などの重要人物がこの道を通っています。将軍に献上された象が歩いた道としても有名です。この美濃路街道という歴史的な遺産の活用は、単に史跡・景観の保全程度にとどまる事なく、民間の力を結集した広域的な組織との協働により、広く全国に情報発信ができる観光資源として育てていくことが重要な課題であると考え、美濃路街道が広域観光の貴重なテーマとして注目されています。
6	浅野公園	一宮市浅野	戦国時代の武将・浅野長政公の屋敷の跡地を整備したもので、周囲は濠をめぐらし、築山、池、庭石、樹木、藤棚、生垣等を配した日本庭園を思わせるような公園です。周りには、保育園、小学校、中学校、老人福祉施設などがあり、子供から大人まで広く利用され親しまれています。また、この公園は様々な樹木が植えられており、なかでもツツジが咲く頃には毎年「ツツジ祭り」が行われています。
7	一宮市本町商店街アーケード	一宮市本町	全国屈指の開閉式全蓋型アーケード商店街。高さ 16m、総延長 500m、本町二丁目、三丁目の交差点には、七夕まつりに因んだ 16 星座を丸く並べた半球状のドームがあります。例年行われる七夕まつりのメイン会場となっており、一宮の「顔」というべき本町商店街は地域を代表する景観の一つとして捉えることができます。
8	大江川緑道	一宮市桜三丁目から大江三丁目	市街地を流れる大江川の兩岸に位置し、約 300 本のソメイヨシノの並木が続く桜の名所で、市民の散策路・憩いの場となっています。市街地にある貴重な桜の名所であり、桜の咲く頃には市内外からの見物客が花見に訪れるなど多くの人々に親しまれています。

表 4-2-62(2) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説 明
9	銀座通り	一宮市栄三丁目	「立ち寄り空間の創造～遊び心に満ちた広場型プロムナードの形成～」をデザインテーマに、うるおいと憩いある豊かな歩行空間を確保するため歩道幅員を広げ、ファニチャー類や樹木を配置し、水のせせらぎをつくりゆとりあるプロムナードが整備されています。ロータリーには七夕まつりをモチーフとした星空のデザインパネルを配置し、舗装材には地場産業である織物をイメージした格子柄のものが使用されています。また、尾張一宮駅前に位置する銀座通りは、訪れる人々に一望される一宮市の玄関口であるとともに、市民のふれあいの場でもあります。
10	多加木緑道	一宮市多加木	小学校と近隣公園を結ぶ遊歩道で、地域の景観を美しく整えるだけでなく、児童の日常の安全確保も目的としています。また、緑道沿いに「老人いこいの家・公民館・街区公園」を設け、コミュニティゾーン開発も同時に実施し、世代を超えて人が集う地域の中核的存在となっています。また、緑道が出会いの広場・壁画のある坂道・流れの散歩道・ブリッジ・噴水の広場の五つのゾーンに分かれ、景観に変化があります。各ゾーンにはモニュメントやブロンズ像を配し、視覚的な楽しさにも配慮しています。これらの取り組みが評価されて、平成七年度都市景観大賞景観形成事例部門において大賞を受賞しています。
11	真清田神社	一宮市真清田	「一宮」とは古く平安時代から用いられた名称です。国司がその国の神社に参拝するとき、一番はじめに参拝するお宮を「一の宮」といいました。真清田神社は尾張の国の「一の宮」でした。したがって、由緒深く、信仰もあつい神社として広く知られています。御位をあらわす「一宮」の名は、いつしか神社を中心として発達したこの地の地名として用いられるようになりました。祭神天火明命は天照大神の孫にあたり、鏡造りの祖といわれ、また尾張人の遠祖ともいわれています。宝物館に展示されている神宝のうち「舞楽面」12面は重要文化財に指定されているほか、県・市の文化財に指定されています。
12	妙興寺	一宮市大和町妙興寺	妙興寺（長島山妙興報恩禅寺）は、貞和4年（1348）滅宗宗興を開山とする臨済宗妙心寺派の寺院です。伽藍は、貞治4年（1365）に完成したとされています。南北朝時代には尾張の北朝勢力の拠点として隆盛をきわめました。幾度かの災害により、多くの建造物が失われましたが、国指定重要文化財の勅使門は創建当初来の遺構を今日に至るまで伝えています。また、当門には文和2年（1353）後光厳天皇より賜わった勅額「国中無双禅刹」が掛っています。うっそうとした樹林につつまれた境内地は県指定史跡であるほか、「妙興寺文書」、「紙本著色足利義教像」、「絹本著色仏涅槃図」、「紙本著色豊太閤画像」をはじめ、多くの文化財を保有しています。
13	尾張津島秋まつり	津島市祢宜町	古い町屋の残る通りを伝統の秋祭りの山車が昔ながらに練り歩く風景です。
14	尾張津島秋まつり	津島市米町	古い町屋の残る通りを伝統の秋祭りの山車が昔ながらに練り歩く風景です。
15	お灯神事	津島市浦方町	この風景はお灯神事（おひとぼししんじ）といえます。尾張津島天王祭一連の神事で、昔は祭りの後一週間は灯を使わず、一週間後の月曜日の夜に尾根神様の提灯に灯を入れてお参りする町内の行事です。

表 4-2-62(2) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説 明
16	稚児の行列	津島市本町	尾張津島天王まつりの稚児を出す町屋の前を、他の町内の稚児が古いまちなみの中を昔ながらの行列をなし行き交う様子。
17	県立津島高校(旧三中)への通学路	津島市宮川町	創立百年以上の津島高校への通学路のうち、正面校門へ入る並木道。歴史ある津島高校の学生を長年見守ってきた並木をいつまでも残していきたい。
18	天王川公園の雪景色	津島市宮川町	木曽川の支流旧佐屋川水系に属し天王川と称していた川がせき止められ整備されました。自然堤防と川の一部を利用して作られた公園の景観はかつての河川の面影を残しています。この場所は、夏に開催される尾張津島天王祭の舞台になるところで、大勢の観光客が訪れます。雪の降った後の天王川公園の景色も普段違った風情があります。
19	古屋敷の堀	津島市	大きな古い屋敷の堀が連なる狭い道路で散策に良い景観です。
20	祖父江ワイルドネイチャープラザ周辺	稲沢市祖父江町拾町野	風光明媚な地。一帯が大自然を感じられる雄大な空間で、ウィンドサーフィン、バーベキューなど多くの人で賑わいます。10月には砂像の祭典・サンドフェスタも行われます。
21	稲沢市民俗資料収蔵庫(中部電力旧稲沢営業所)	稲沢市稲葉	鉄筋造りの建物で、そのレトロな佇まいは独特の存在感を漂わせています。
22	稲葉宿の町屋	稲沢市稲葉	東海道と中山道の間を結んだ美濃路。稲沢にはその宿の一つ稲葉宿があり、美濃路で最も多い3か所の問屋場が置かれたといえます。現在の稲沢商店街にも、その頃の風情が漂っています。
23	小沢町の街並み	稲沢市小沢	中大通を西に進み小沢に入った辺りから、古く風情のある街並みが続きます。
24	尾張大國霊神社(国府宮)と参道	稲沢市国府宮	奈良時代に尾張国の総社として定められた由緒のある神社。その参道は、旧暦正月13日に天下の奇祭・はだか祭の舞台になるなど四季折々に表情を変えます。
25	禅源寺と参道	稲沢市稲葉	禅源寺は、将軍徳川家光の旅宿となったほか琉球使節との関係も深い由緒ある寺。その参道の松並木も趣があります。
26	長光寺門前道	稲沢市六角堂東町	地名の由来ともなっている六角堂(六角の地藏堂)を持つ長光寺は尾張六地藏の一つ。その門前には、美濃路の面影が今も残っています。
27	丸いポストと旧家	稲沢市西町	東海道と中山道の間を結んだ美濃路。旧家の前に立つ赤く丸い郵便ポストが絶妙の雰囲気醸し出しています。
28	美濃路の旧家	稲沢市稲葉	江戸時代の旧街道で、東海道と中山道の間を結んだ美濃路。その昔、琉球使節や象、茶壺道中など多くの旅人が往来したといえます。
29	愛知県植木センター	稲沢市堀之内町	約560種の植木などを展示しており、樹木と造園を学べる施設。約200本の梅や、白く可憐な花をつけるヒトツバタゴ(別名ナンジャモンジャ)など四季折々の美しい花木が楽しめます。
30	赤染衛門歌碑公園	稲沢市松下	平安の女流歌人・赤染衛門が衣をかけた松があったといわれる公園。古の気分を今に伝えます。
31	安楽寺の桜	稲沢市船橋町	木造十一面観音立像などを安置する安楽寺は、国分寺の支院として創建。参道の両側に桜並木があり、春にはきれいな桜のトンネルを作ります。
32	稲沢公園	稲沢市稲沢町下田	荻須記念美術館とともに“文化の杜”を形成する豊かな緑とせせらぎのある公園。遊歩道や芝生公園があるほか、バラ園には季節になると約800本もの美しいバラが咲き誇ります。

表 4-2-62(3) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説 明
33	稲沢市荻須記念美術館	稲沢市稲沢町前田	稲沢が生んだ“世界のオギス”こと荻須高德画伯を記念した美術館。静寂な中にも、画伯がこだわったパリのエスプリ漂う空間です。
34	円光禅寺のハギ	稲沢市矢合町	円光禅寺は、古くから“萩寺”と呼ばれる萩の名所。毎年春と秋に境内をハギが埋め尽くし、しっとりとした美しさを醸し出します。
35	王子板紙のツツジ	稲沢市祖父江町祖父江外平	400mにわたり高さ3mにもなる120株のツツジが整然と植えられています。4月から5月にかけて満開となるツツジは、地元の人や通りを歩く人の心を癒しています。
36	大江橋	稲沢市国府宮	昭和30年、稲沢市の前身・稲沢町の誕生の際に町村合併記念事業として建設された橋。その欄干は、国府宮の玄関口であることを意識したデザインとなっています。
37	桜ネックレス	稲沢市平和町嫁振北他	平和支所前水路を日光川左岸堤まで、堤を須ヶ谷川まで下り、そこから北の平和中央公園へ繋がります。この総延長およそ3kmを繋いだ桜並木が“桜ネックレス”です。日光川左岸堤には約30種類の里桜が並びます。
38	正琳寺の本堂	稲沢市祖父江町森上本郷七	書跡「紙本墨書教如上人消息」など教如上人に関する文化財を残す由緒ある寺。歴史を感じさせる佇まいです。
39	勝幡城跡	稲沢市平和町城之内	織田信定が永正年間（1504年～1520年）に築いた城で、織田信長の出生説もあります。遺構は残されていませんが、碑が建っている辺りが本丸跡で歴史のロマンを感じさせます。
40	新幹線と田園風景	稲沢市船橋町	初夏には新緑、秋には黄金色に染まる水田のじゅうたんの中を、新幹線が走り抜けます。
41	性海寺のあじさい	稲沢市大塚南	弘法大師・空海が開基した寺。本堂や多宝塔など豊富な文化財が歴史を感じさせます。「あじさい寺」としても有名で、初夏には和洋のあじさい約1万株が見る人の目と心を楽しませてくれます。
42	善光寺東海別院の「極楽かいだんめぐり」	稲沢市祖父江町祖父江高熊	信州善光寺から善光寺如来の分身を迎え、明治43年に創設。「極楽戒壇めぐり」で有名。境内には、世界各地から集められた蓮が栽培され、季節には色とりどりに花をつけます。
43	祖父江ふれあいの郷の桜並木	稲沢市祖父江町祖父江柿ノ木	天然温泉を利用した日帰り入浴施設として多くの人で賑わいます。敷地内には桜が多く植栽されており、春には美しい花を咲かせ、花見をする人の姿も多くみられます。
44	布智神社の深い森	稲沢市祖父江町本甲宮東	天然記念物・シイノキの群生などからなる鎮守の森が広がり、荘厳な雰囲気漂います。平安前期から群生していたと伝えられ、樹齢300年と推定されるものもあります。
45	萬徳寺多宝塔	稲沢市長野	“ぼたん寺”とも呼ばれる古刹・萬徳寺。境内には、室町時代に建立された多宝塔があるほか、一円に植えられた約700本の牡丹が優雅なひとときを演出します。
46	明蔵寺の三重塔	稲沢市浅井町	市内唯一の三重塔で、趣のあるその佇まいは東海道新幹線の車窓からも望むことができます。
47	賣夫神社の桜	稲沢市平和町嫁振	敷地内に桜の大木が多くあり、季節にはこぼれんばかりに桜の花が咲き誇り、行き交う人の目を引きまします。
48	矢合観音と参道	稲沢市矢合町	病気やケガの治癒にご利益があるという十一面観音像や万病に効くといわれる井戸の水があり、その参道は江戸時代の昔から変わらぬ賑わいを今に伝えています。
49	矢合駐在所	稲沢市矢合町	入り口の屋根が警察官の制帽の形をした特徴的な建物で、地元の人に親しまれています。
50	山崎のイチョウ	稲沢市祖父江町山崎	晩秋には、イチョウが街全体を鮮やかな黄金色に染め上げます。樹齢100年を超えるイチョウの大木もあります。11月末にはそぶえイチョウ黄葉まつりが開催されます。

表 4-2-62(4) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説 明
51	西條八幡社	愛西市西條町二町田	祭神は応神天王で、文明 2 年（1470 年）に再建されていることから、更に約 80 余年前に創建されたと考えられています。八幡社本殿は建築様式が一間社流造りといって、全国でも最古の 10 社に入るものとして昭和 41 年 10 月に愛知県の有形文化財に指定されました。
52	蓮田	愛西市三和町他	愛西市（立田地区、八開地区）では、木曾川の作った肥沃な土壌と海拔 0m の湿田を活かし、水害に強い作物として昔かられんこんを作ってきました。愛知県は茨城県、徳島県とならぶれんこんの三大産地の一つであり、立田地区及び八開地区は県内の 90%の収穫量を誇っています。蓮田はれんこんの圃場であるが、夏場になると一面緑の蓮田の中に大きなピンクや白の花が咲き、美しい景観を形成します。蓮田におけるれんこんの生産は、愛西市の基幹産業の一つです。蓮田では夏場（6 月下旬ごろから 8 月下旬ごろ）には、ピンクや白の蓮の花が咲き誇り、遠方から蓮の花の撮影に大勢訪れるような美しい景観を形成します。
53	木曾川	弥富市中山町松山	川幅いっぱい水たたえた木曾川。奥に見える山は多度山で、その手前には昭和 8 年完成の尾張大橋が見えます。川とともに生きてきた、水郷地帯「弥富」を象徴するのが木曾川だと思います。
54	筏川桜緑地と社会教育センター	弥富市前ヶ須町野方、中山町松山、中山町分水	弥富市の社会教育の中心施設である総合社会教育センターと水とのかかわりを伝える筏川、春には桜が満開となり、この場所で春まつりも開催されます。周辺には水郷地帯の当市の水とのかかわりをつたえる歴史的史跡があり、筏川沿いには桜が約 230m 連なり、春には多くの人が花見に訪れます。愛知万博のフレンドシップ記念モニュメント（オランダ風車）や、川の中には噴水もあり、晴れた日には西に鈴鹿山系の眺望を楽しむことができます。
55	金魚の養魚場	弥富市芝井	弥富市は「金魚日本一の生産高を誇るまち」として広く知られています。日本にいる金魚の全品種 25 種類全てが揃う一大産地。平成 6 年に「弥富の金魚」がスペースシャトルで宇宙へと旅立ちました。「弥富金魚」の名前は、今や世界ブランドとなっています。その金魚が生まれ育った特色ある養魚場の風景を撮りました。
56	鍋田干拓地と伊勢湾岸自動車道	弥富市鍋田町	広大に広がる土壌にめぐまれた田園景観をもたらし、伊勢湾台風の被害を教訓として、早場米「コシヒカリ」や「あきたこまち」の産地としても知られる鍋田干拓地。かつて海であった干拓地は、昭和 34 年伊勢湾台風の大災害に遭い、海底に再び沈みました。その後、先人の血と汗と涙で復興し、今は実り豊かな広大な耕地が海に向かって広がっています。また、近年、伊勢湾岸自動車道が開通し、遠くには、鈴鹿山系が望めます。沿道には物流・流通業務の倉庫が建ち始めており、時代とともに新旧干拓地が移り変わっていく風景です。
57	鍋田ふ頭のコンテナターミナル夕暮れ	弥富市富浜	弥富市南部の臨海地区である「鍋田ふ頭」や「弥富ふ頭」は、日本一の貿易総額と貨物取扱量を誇る名古屋港の一翼を担っています。特に「鍋田ふ頭」は、耐震性高規格コンテナターミナルを備えた高次複合物流拠点として、中部圏の経済を支えています。付近では、緑地公園やゴルフ場を始めとしたウォーターフロントパークとしての活用など、弥富市の発展を握る重要施策として整備が進められています。

表 4-2-62(5) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説 明
58	六門樋門	弥富市中山町分水	木曾三川下流低湿地帯の水害対策の為、作られた樋門。附近には他にも樋門が多数現存し、これら樋門郡で用排水の管理を行いました。明治 39 年に最初の 3 門が作られ、後に追加されました。当時の人造石工法で作られています。明治期の当地域の水利状況を知る上で重要な資料といえるため、残したい景観です。
59	八幡神社	あま市七宝町遠島	八幡神社には樹齢 300 年を超える愛知県の天然記念物の指定を受けた県天然記念物の「らかんまき」があります。また、七宝町の町名の由来ともなっている「七宝焼」の発祥に関連する「七宝焼起源碑」と「林庄五郎翁顕彰碑」があり、当時その周辺でも七宝焼が繁栄していたことがわかります。
60	甚目寺観音	あま市甚目寺東門前	尾張四観音の筆頭として尊崇を集めてきた鳳凰山甚目寺は、甚目寺観音の名で市内外を問わず広く親しまれています。初観音、節分、桃十日には、遠来の参拝客で賑い、全国有数の高さを誇る三重の塔は、国の重要文化財に指定されています。南大門脇には、かつての上街道（津島街道）をしのばせる「右つしまみち」「左さ屋まじまみち」の道標がある。寺の名前がそのまま旧町名になった経緯があり、歴史の古さを味わう所である。甚目寺観音は「観音さま」と呼ばれ、祭事はもちろんのこと、日常においても生活習慣で参拝をされる年配の方も数多く、景観を含めたその存在は市民の日常生活の一部として深くとけ込み、歴史を踏まえたそのたたずまいは、市民以外の方々にも深い感動と癒しをあたえるところです。
61	リバーサイドガーデン風景	あま市木田、金岩	蟹江川の法面を利用した緑地で、花壇、陶板植物図鑑、ガーデンブリッジなどがあります。陶板植物図鑑には愛知県内に自生する植物等を 1 枚ずつ陶板約 1000 枚に描き、壁に埋め込んでいます。カーデンプリッジはアーチ型の橋で、夜間には LED 照明により色彩かにライトアップがされ、訪れた方々の目を誘います。植栽にはカシをはじめ、クロガネモチ、クス、ケヤキ、ユリノキなどの高木を使っています。花と緑で味わう四季の装いを見せ、緑地を訪れる人はもちろん、名鉄津島線沿に位置しているので、朝夕などの電車を利用する方々にも十分楽しめる緑地です。
62	水郷遊覧	蟹江町蟹江新田	佐屋川に映える噴水・シンボルタワー。水郷蟹江を象徴する風情です。水飛沫の波紋が平和を祈念しているように感じました。春夏秋冬風情が楽しめます。
63	舟めぐり紀行	蟹江町蟹江新田	水郷の里で舟めぐり。仲間と楽しく川での一時。子供が「橋」で舟が進む体験をしました。子供達と舟乗りを楽しむ大人達。水郷の風景に「よし」「あじ」も多く見られます。
64	茜空の水郷	蟹江町蟹江新田	蟹江町佐屋川創郷公園。秋の黄昏。佐屋川の水面に茜空が映えます。夕暮れを迎えた二羽の野鳥が流れるように泳いでました。自然の雄大さに感動しました。おすすめの撮影スポットです。
65	佐屋川創郷公園	蟹江町蟹江新田	蟹江町屋川創郷公園。朝霧の中を散策。蟹江町のシンボルタワー。静かな朝霧に包まれた散策、近くには 360 度見渡せる展望台もあり水郷風情を楽しむことができます。また、名古屋駅前の高層ビル群や伊吹の山々、近くの河川など絶景です。
66	佐屋川創郷公園の夏	蟹江町蟹江新田	緑と水と太陽の恵みあふれる公園の夏。佐屋川創郷公園に輝く水の滝、緑につつまれた展望台、水郷蟹江が展望できる観光スポットです。展望台から望む、伊吹の山々、日光川、大善川、佐屋川、そして遠くに見える名古屋のビル群は絶景です。

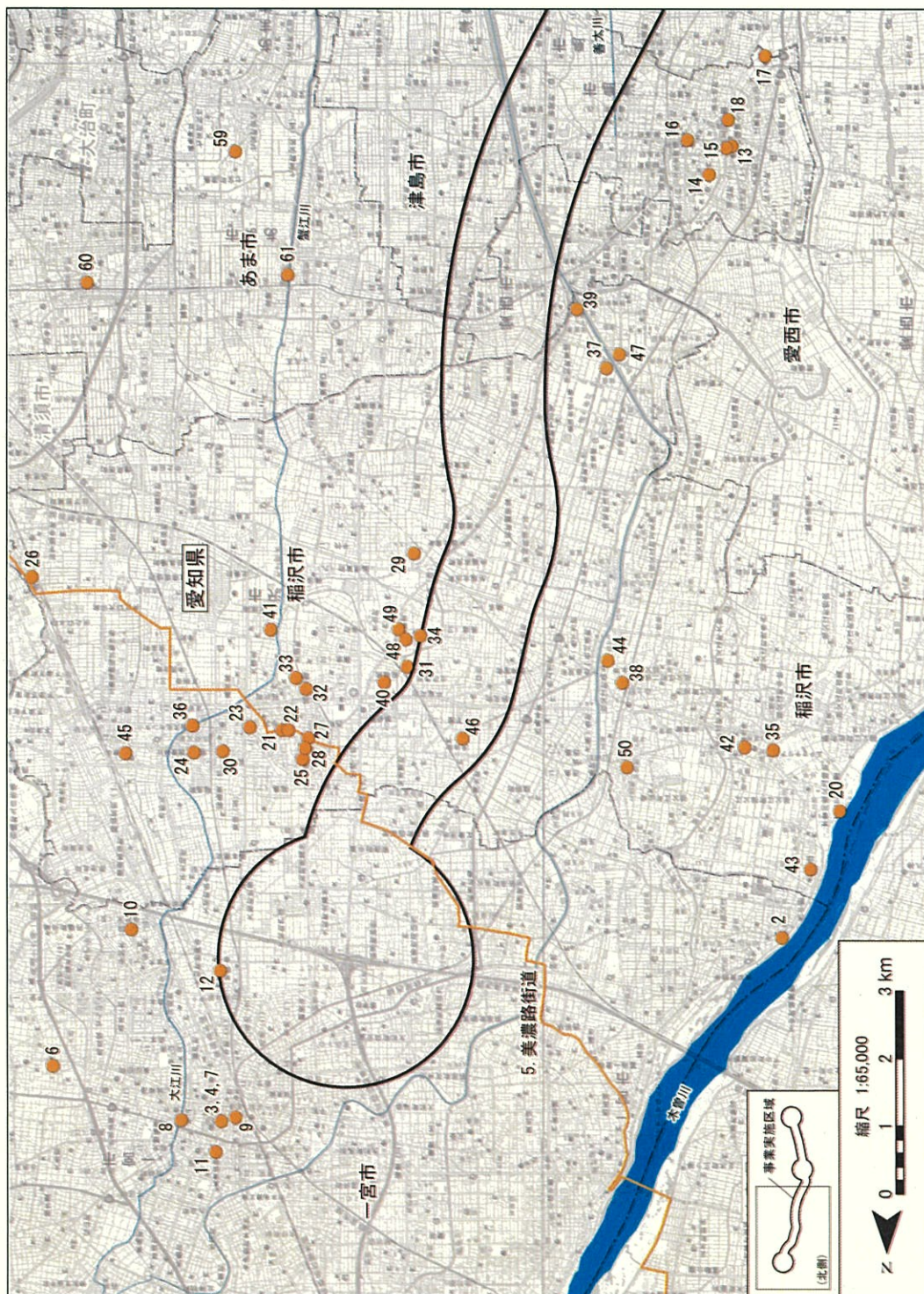
表 4-2-62(6) 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	名称	所在地	説 明
67	善太川風情	蟹江町鍋蓋新田	かつて文豪吉川英治が「東海の潮来」と絶賛しました、水郷の風情を満喫できる善太川の下流。善太川下流域には葦が生え野鳥が群れています。自然の恵み魚を捕獲する網と漁船のバランスが絶妙です。一人ひとりが川を汚さない環境に対する認識を持って頂きたいものです。水を汚さないで！川を汚さないでね！
68	春爛漫の散歩道	蟹江町蟹江新田	佐屋川自然散歩道。自然に恵まれた自然散歩道で、春夏秋冬佐屋川べりには野鳥が戯れる絶好のハイキングコースです。近くには吉川英治句碑鹿島文学苑があります。
69	文学散歩道	蟹江町蟹江新田	春夏秋冬佐屋川の自然と文学に親しめる「文学散歩道」です。佐屋川沿いの桜並木に俳句や短歌などの板碑が立ち、散歩しながら文学に親しめます。近くには鹿島文学苑や文豪吉川英治の句碑「佐屋川の 土手もみちかし 月こよひ」があり、水郷風情が楽しめます。
70	足湯かにえの郷	蟹江町蟹江新田	天然温泉と水郷のまち、憩いの場として。東海の潮来といわれる蟹江町に足湯かにえの郷ができ、町の活性化の起爆剤になっています。春は桜、冬はライトアップツリーなどの景観の見所、近くには温泉街や大相撲ストリート、佐屋川釣堀センターなどがある観光地です
71	須成祭り	蟹江町須成	蟹江町須成地区に約 400 年の歴史がある祭りで、2016 年 12 月に「山・鉦・屋台行事」を構成する全国 33 の祭りのひとつとして、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。毎年 8 月の第一土曜日、翌日曜日に行われる「宵祭」・「朝祭」が祭りの中心です。
72	大膳川風情	蟹江町蟹江新田	日光川ウォーターパークに通じる橋、散歩道としての多くの人々が訪れます。大膳川の水面に映える家並み、遠くに見える鈴鹿の山々。自然の恵みを大切に、残し伝えたい風情です。隣を流れる佐屋川には四季を通じた釣堀センターがあります。
73	釣を楽しむ	蟹江町舟入	夏休みの早朝、蟹江川で釣りを楽しむ祖父と孫、心が和みます。かつては蟹江川で鰻を獲り、釣った魚は大切な食料でした。川と共に栄えてき蟹江町、川の恵みを取り戻すために早急な環境対策が必要です。一人ひとりが汚染対策を実施しましょう。
74	名古屋港飛島ふ頭南コンテナターミナル	飛島村東浜	「スーパー中核港湾」の根源となる「次世代モデルバース」として、日本最大級の規模・設備を誇り、世界最大クラスのコンテナ船の受け入れ可能な日本初の自動化コンテナターミナルの全景です。撮影場所は、当コンテナターミナルを管理・運営する飛島埠頭コンテナターミナル(株)管理棟から撮影したものである。自由に進入できる場所ではありませんが、事前に会社へ連絡すれば展望室に入ることができます。
75	藤前干潟	飛島村、名古屋市港区藤前	2002 年にラムサール条約に登録された「藤前干潟」。渡り鳥の中継地として、また、鳥や底生生物、魚介類の生息場所として、貴重な自然を残している干潟の全景です。写真は、干潮時でも潮が高い時であり、潮が引けば前面に干潟を見ることができます。
76	名港西大橋	飛島村金岡	東西を繋ぐ物流の大動脈として、また、その景観が新たな観光名所として、名古屋のシンボルとして知られる「名港トリトン」。名古屋港金城ふ頭を背景に、世界的規模である斜張橋をあまり知られていないアングルから撮影したものである。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

凡 例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 県界
- 美しい愛知づくり景観資源600選



注) No. 19 については「津島市」とされており、詳細な位置が不明のため図示していない。
 出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

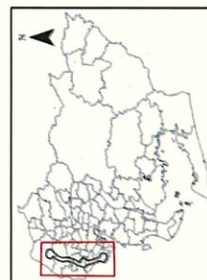
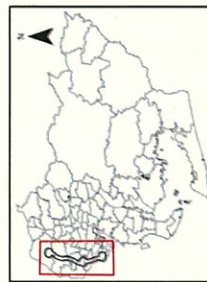
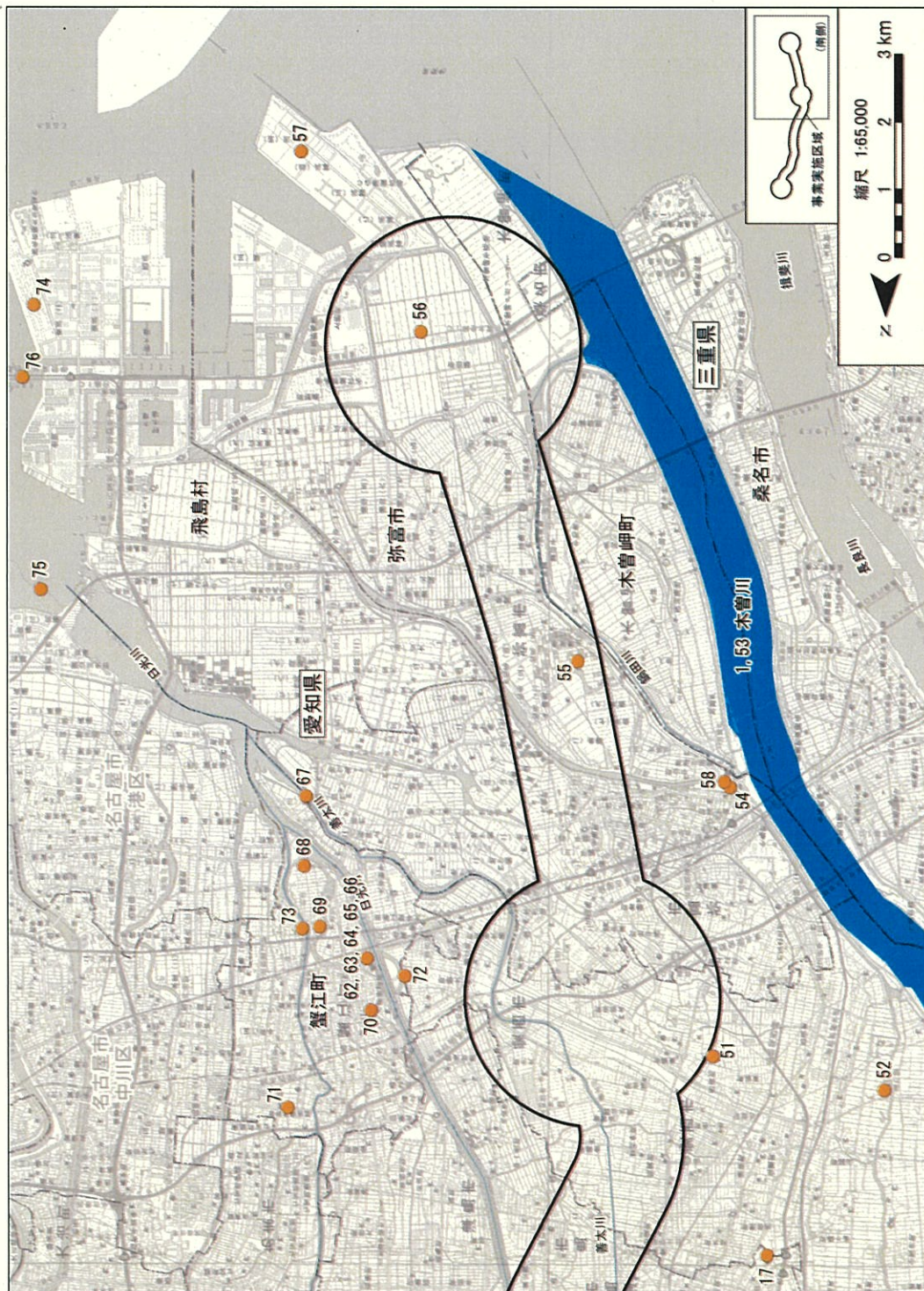


図 4-2-28(1) 美しい愛知づくり景観資源 600 選位置図

凡 例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 美しい愛知づくり景観資源600選



注) No. 19 については「津島市」とされており、詳細な位置が不明のため図示していない。
 出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)

図 4-2-28(2) 美しい愛知づくり景観資源 600 選位置図

(3) 重要湿地の区域

環境省がラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定しています。

調査区域において選定されている重要湿地は、表 4-2-63 に示すとおり、木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾の 2 件が存在しています。なお、重要湿地の位置は前掲の図 4-1-25 に示すとおりです。

表 4-2-63 重要湿地の分布状況

県	市町村	湿地名	生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
愛知県、岐阜県	(愛知県) 一宮市、津島市 (岐阜県) 羽島市、海津市	木曽三川合流域の河川・水路およびため池群	木曽三川合流域の河川・水路・ため池群	淡水魚類	イタセンパラ、デメモロコの生息地。	2
愛知県、三重県	(愛知県) 名古屋市、 弥富市、 常滑市、 知多郡南知多町 (三重県) 桑名市、 三重郡川越町、 四日市市、 多気郡明和町、 鈴鹿市、津市、 松阪市、伊勢市	伊勢湾	伊勢湾の汽水域	淡水魚類	【櫛田川河口、宮川河口、雲出川河口など】エドハゼ、クボハゼ、チクゼンハゼ、トビハゼ、イドミミズハゼ、ヒモハゼなどの生息地。	2
			藤前干潟	シギ・チドリ類	春秋の渡りおよび越冬期の種数・個体数が多い。ダイゼン、ハマシギ、ケリ、シロチドリ、メダイチドリ、オオソリハシシギ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギ、ツルシギ、アオアシシギ、ソリハシシギ、キアシシギ、キョウジョシギ、トウネン、ホウロクシギ、アカアシシギなどの渡来地。	2, 3, 4
				底生動物	アナジャコ、エドガワミズゴマツボの生息地であり、多様な生物相を有する。	2, 3
			木曽三川河口干潟	底生動物	ハマグリ、ヤマトシジミの生息地。	2
			木曽三川河口木曽岬干拓地	湿地性鳥類	チュウヒの生息地。	2

注) 選定基準は以下に示すとおりである。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
 2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
 3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
 4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
 5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合
- 出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）

(4) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省がさまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」(重要里地里山)を選定しています。

調査区域においては、重要里地里山に選定された区域はありません。

(5) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健若しくは名所又は旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健の保存(保健保安林)、名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林は存在しません。

(6) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定された農業振興地域及び農用地区域

調査区域において、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農業振興地域の指定状況は表 4-2-64 に示すとおりです。なお、農用地区域の指定状況は前掲の図 4-2-3 に示すとおりです。

表 4-2-64 農業振興地域の指定状況

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
尾張	一宮地域(一宮市)	一宮市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 7,449ha (農用地面積 2,914ha)
	津島地域(津島市)	津島市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,842ha (農用地面積 842ha)
	稲沢地域(稲沢市)	稲沢市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 6,798ha (農用地面積 3,359a)
	愛西地域(愛西市)	愛西市のうち、市街化区域及び木曾川・長良川の河川区域を除いた区域	総面積 5,334ha (農用地面積 3,113ha)
	弥富地域(弥富市)	弥富市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 3,511ha (農用地面積 1,747ha)
	あま地域(あま市)	あま市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,449ha (農用地面積 632ha)
	蟹江地域(蟹江町)	蟹江町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 631ha (農用地面積 150ha)
	飛島地域(飛島村)	飛島村のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積 1,215ha (農用地面積 653ha)

出典:「愛知県農業振興地域整備基本方針」(愛知県、令和3年12月10日)

(7) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況

愛知県の調査区域は、「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号)第3条第1項の規定に基づく指定地域に該当し、指定地域内の井戸より地下水を採取して工業の用に供しようとする場合、井戸ごとにそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、愛知県知事の許可を受けることとなっています。

愛知県の調査区域は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の規定に基づき、揚水設備により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原因機の定格出力及び揚水量を定めて、愛知県知事の許可を受けることとなっています。なお、調査区域に位置する市町村すべてが水量測定器設置義務区域(揚水機の吐出口の断面積が19cm²(2つ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合に水量測定器の設置が必要となる区域)となっています。

(8) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

愛知県及び三重県は「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」(昭和60年8月15日環水企第291号)の規定に基づく対象地域に含まれます。このうち愛知県及び三重県の調査区域は規制地域(地下水採取に係る目標量を認定し、その達成のための規制、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を講ずる区域)に該当します。

(9) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により指定された区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 17 項に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域は、表 4-2-65 及び図 4-2-29 に示すとおりです。

調査区域においては、16 箇所の指定区域があります。事業実施区域においては、5 箇所の指定区域があります。

表 4-2-65 廃棄物が地下にある土地の指定区域

No.	県	市町村	指定区域の所在地
1	愛知県	津島市	津島市鹿伏兎町袴腰72番から80番まで、81番1から81番3まで、82番1、82番2、86番1から86番3まで、87番1、87番3、88番2、88番3、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1、91番2、92番1、92番2、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1、96番2、97番1、97番2、98番1、98番2、99番1、99番2、100番、101番1、101番2、102番、103番1、103番2、104番1、104番2及び105番の全部
2			津島市新開町2丁目86番、89番及び209番までの各一部
3			津島市新開町3丁目43番から63番まで及び66番並びに中一色町中山1番1の全部並びに新開町3丁目65番及び中一色町中山2番1の各一部
4	愛知県	稲沢市	稲沢市平和町法立古川新田93番から100番までの全部
5		愛西市	愛西市落合町上通35番1の一部
6			愛西市鶴多須町二本松115番、117番1及び117番2の各一部
7	愛知県	弥富市	弥富市海屋二丁目81番、87番1及び89番の各一部
8			海部郡弥富町大字鍋田字八穂58番の全部
9			弥富市鳥ヶ地一丁目218番1の全部
10			海部郡七宝町大字鷹居5丁目88番1、88番2、89番から96番まで及び108番の全部
11			海部郡弥富町大字松名字小松無番、287番6から287番8まで、287番11、287番13及び287番18の全部並びに287番17
12	愛知県	あま市	海部郡七宝町大字鷹居5丁目2番から12番まで、13番1、14番、15番、16番1、17番1、18番1から18番3まで、19番1、19番2、20番、21番1から21番3まで、22番、23番、24番1、24番2、25番1、26番1、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番1、31番1、32番1、97番、98番1、99番1、103番1、103番3及び112番の全部
13			海部郡七宝町大字安松5丁目29番から45番までの全部
14	愛知県	蟹江町	海部郡蟹江町大字蟹江新田字小助山1番、4番、4番5、63番及66番1の各一部
15		飛島村	海部郡飛島村大字服岡8丁目30番、31番1、31番2、32番及び33番の全部
16			海部郡飛島村大字新政成字末之切809-1の一部
17			海部郡飛島村大字新政成九丁目43番から52番まで、53番1及び54番1の全部

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県ホームページ）

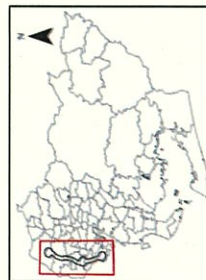
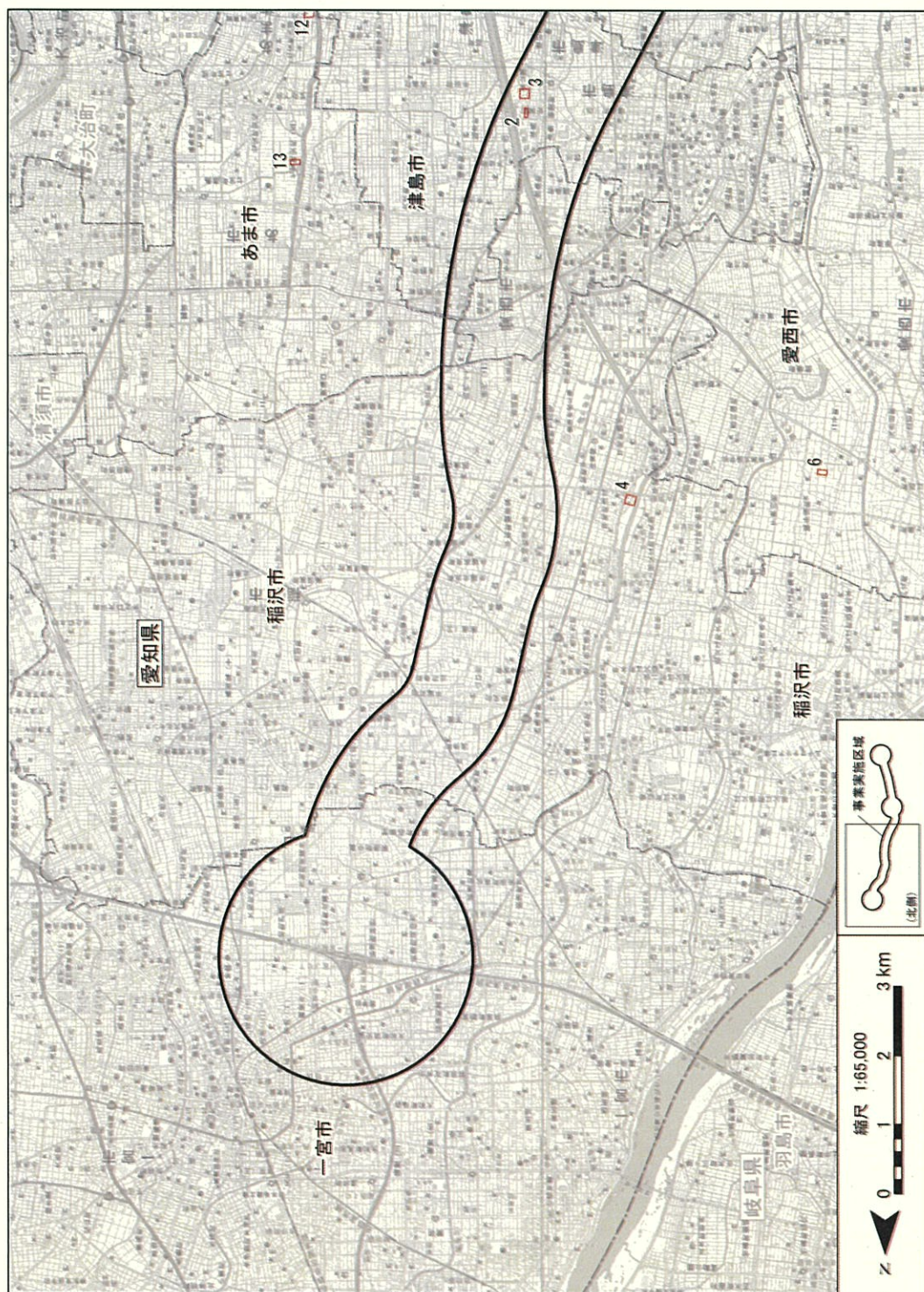
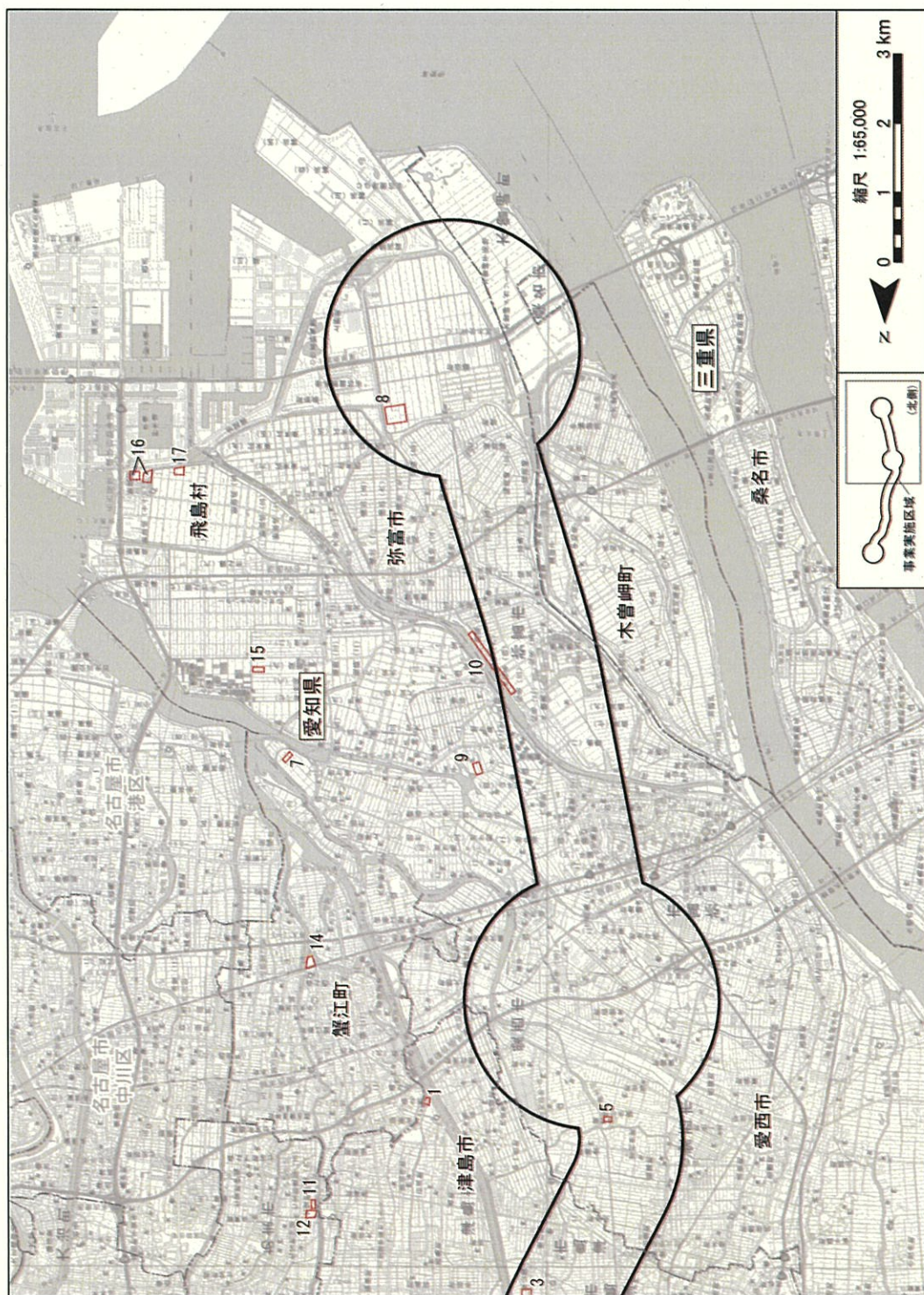


図 4-2-29(1) 廃棄物が地下にある土地の指定区域

凡 例

-  事業実施区域
-  県界
-  市町村界
-  廃棄物が地下にある土地の指定区域



出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）

図 4-2-29(2) 廃棄物が地下にある土地の指定区域

(10) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

① 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく総排出量規制区域

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号) 第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気指定工場等(大気指定施設)から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域を総排出量規制区域として定めており、調査区域のすべての市町村が指定されています。

② 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づくばい煙施設等に関する規制

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第2条の規定に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。規制対象となるばい煙発生施設を表4-2-66に、粉じん発生施設を表4-2-67に、炭化水素系物質発生施設を表4-2-68に示します。

表4-2-66(1) ばい煙施設等に関する規制(県民の生活環境の保全等に関する条例)

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	伝熱面積 8㎡以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 5t/日以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (県条例…16の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 0.5t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (県条例…16の項に掲げるものを除く)	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 (法…こしき炉、14、24、25、26の項に掲げるものを除く) (県条例…16、26、27、28の項に掲げるものを除く)	火格子面積 0.5㎡以上 又は 羽口面断面積 0.25㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 (県条例…32の項に掲げるものを除く)	火格子面積 0.8㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積 0.8㎡以上
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉 (法…26の項に掲げるものを除く) (県条例…28の項に掲げるものを除く)	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 80kVA以上
12	乾燥炉 (法…14、23の項に掲げるものを除く) (県条例…16、25の項に掲げるものを除く)	
13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 600kVA以上
14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上 又は 焼却能力 150kg/時以上
15	金属表面の付着油の処理施設(燃焼式のものに限る)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上

表 4-2-66(2) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.3t/時以上 又は 火格子面積 0.3m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.15m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.05m ³ 以上
18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 40kg/時以上
19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
20	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上
21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 30kg/時以上
22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 20kA以上
23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 50kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA以上
24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 5m ² 以上 又は ポンプの動力 0.375kW以上
25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 50kg/時以上 又は 火格子面積 0.8m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA以上
28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.08m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA以上
29	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	原料の処理能力 5t/日以上
31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	

表 4-2-66(3) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
32	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
33	繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設	製品の処理能力 400m/時以上
34	合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ 接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設 ハ 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニ ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設 ホ 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工の用に供する脱脂施設（42の項及び43の項に掲げるものを除く。） トイからへまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設（県条例施行規則第3条第5号及び第10号～12号までに掲げる物質 ^註 を使用するものに限る）のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	すべてのもの
36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	すべてのもの
37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上
38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設（34の項に掲げるものを除く。）	又は 伝熱面積が10m ² 以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの
40	鋳造の用に供するシェルモールド中子造型施設	すべてのもの
41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	すべてのもの
42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m ² 以上
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m ² 以上
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 0.5m ² 以上
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	すべてのもの
46	接着剤塗布施設	スプレーガンの吹付け能力 30L/時以上
47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	すべてのもの
48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの

表 4-2-66(4) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
50	エチレンカーボネートの製造の用に供する反応施設	すべてのもの
51	滅菌施設(医療業で使用されているものを除く)	容量 3m ³ 以上

注 1) No. は、県条例施行規則別表第 1 の項番号を示す。

注 2) 重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m³、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000m³/時未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。

重油換算量 (L/時) = 気体燃料の燃料能力 (m/時) × 気体の発熱量 (kJ/m³) ÷ 重油の発熱量 (kJ/L)

・改質器 : 重油の発熱量は 40,000kJ/L とする。

・ガス機関 : 重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。

注 3) 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注 4) 規制対象となるばい煙発生施設は、法では工場・事業場に設置されるもの、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設（法施行令別表第 1 の 11 の項に掲げる施設で、条例施行規則別表第 1 の 37 の項又は 38 の項に該当するもの並びに同令別表第 1 の 12 の項及び 28 の項に掲げるものを除く。）及び鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。

注 5) 県条例施行規則第 3 条第 5 号及び第 10 号～12 号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。

出典)「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）

表 4-2-67 粉じん発生施設に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	粉じん発生施設	対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
2	鉱物、土石又はチップの堆積場	面積 500m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅 50cm以上 又は バケットの内容積 0.01m ³ 以上
4	破碎機、粉碎機、摩砕機及び研磨機（湿式のものと及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力破碎機、摩砕機 15kW以上 粉碎機、研磨機 3.75kW以上
5	ふるい（湿式のものと及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 7.5kW以上
6	打綿機及び混打綿機	原動機の定格出力 5kW以上
7	チップパー及び碎木機	原動機の定格出力 15kW以上
8	吹付け塗装機	吹付け能力 30L/時以上

注 1) No. は、県条例施行規則別表第 2 の項番号を示す。

注 2) 規制対象となる粉じん発生施設は、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 9 項及び同条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く施設である。

出典)「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）

表 4-2-68 炭化水素系物質発生施設に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	炭化水素系物質発生施設	対象規模
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（日本産業規格 K2209 に規定する 1 号及び 2 号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が 1,000kL 以上であること
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が 40kL 以上であること
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1 の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力が 10kL 以上であること

注 1) No. は、県条例施行規則別表第 3 の項番号を示す。

注 2) 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）を示す。

出典）「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）

③ 愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱に基づく指導対象施設

愛知県では、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和 6 年 3 月、愛知県）第 3 第 2 項の規定に基づき、主要な工場・事業場については「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」に、ディーゼル機関等の内燃機関については「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導を行うこととしている。工場・事業場に係る指導対象施設を表 4-2-69 に、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導対象施設及び指導内容を表 4-2-70 及び表 4-2-71 に示す。

表 4-2-69 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領における指導対象施設及び指導内容

指導対象工場・事業場	指導対象施設	指導内容	
		新增施設設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	法第2条第2項に規定するばい煙発生施設 ^き	1 法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の 20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。	法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。

注) 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする。

出典）「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和 6 年 3 月、愛知県）

「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成 18 年 4 月、愛知県）

「大気汚染防止法便覧」（愛知県環境局）

表 4-2-70 ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導内容

指導対象施設	指導内容
常用のディーゼル機関、 ガスタービン、ガス機関 及びガソリン機関 (名古屋市内の工場・事業場に設置される施設を除く。)	1 窒素酸化物排出濃度は、別表に掲げる指導目標値以下とする。 なお、指導目標値が満足できない場合は、他施設により窒素酸化物の低減対策をとる。 また、排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短く、稼働時期を十分配慮する。 2 排出口の高さは、原則として有効煙突高を 15m 以上とする。 3 ばい煙測定のための測定口及び液体燃料を使用するものにあつては、燃料の採取箇所を設ける。 4 ガス、A重油等の良質燃料を極力使用する。

注) 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする。

出典) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」(令和 6 年 3 月、愛知県)

「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」(令和 2 年 4 月、愛知県)

「大気汚染防止法便覧」(愛知県環境局)

表 4-2-71 ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導目標値

施設の種類	設置年月日	昭和62年7月13日以降 平成7年3月31日までに設置	平成7年4月1日以降に設置
	規模(L/時)	目標値(ppm)	目標値(ppm)
ディーゼル機関	200以上	500	200
	50以上200未満	500	400 ^注
ガスタービン	ガス専焼 50以上	50	35
	液体専焼 50以上	100	50
ガス機関	50以上	500	200
	35以上50未満	-	200
ガソリン機関	35以上	-	200

備考 1 重油以外の燃料の重油換算量は、液体燃料10L又は気体燃料16m³がそれぞれ重油10Lに相当するものとして算出する。

なお、平成7年4月1日以降に設置されるガス機関及びガソリン機関で使用される気体燃料についての重油換算量は、次の換算式により算出する。

(換算式) 重油換算値 (L/時) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³/時)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m³) / 重油の発熱量 (kJ/L)

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、40,186.08kJ/Lとする。

2 この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C: 窒素酸化物濃度 (単位: ppm)

C_s: 日本産業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (単位: ppm)

O_n: ディーゼル機関は13、ガスタービンは16、その他は0とする。

なお、平成7年3月31日以前に設置された施設は、O_n=O_sとする。

O_s: 排ガス中の酸素濃度 (%)

注) 平成18年10月1日以降に設置される燃料の燃焼能力が50L/時未満のディーゼル機関 (以下「小型ディーゼル機関」という。) については、一の事業所に小型ディーゼル機関が2以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算50L/時以上となるものについて、窒素酸化物に係る指導目標値 (400ppm) を適用する。

出典) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」(令和 6 年 3 月、愛知県)

「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」(令和 2 年 4 月、愛知県)

「大気汚染防止法便覧」(愛知県環境局)

④ 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第9次）

伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(愛知県)」(令和4年10月、愛知県)及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第9次)」(令和4年10月、三重県)が策定されており、調査区域はすべて指定地域となっています。

37) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

(1) 環境基本条例

愛知県では、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日愛知県条例第1号)を制定しています。

三重県では、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたって自然と人との共生を確保するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、及び県民の福祉に貢献することを目的として、「三重県環境基本条例(平成7年3月15日三重県条例第3号)」を制定しています。

(2) 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日愛知県条例第3号)を制定しており、「愛知県自然環境保全地域」及び指定希少野生動植物種の「生息地等保護区」を指定しています。

調査区域には、愛知県自然環境保全地域として、蓮華寺寺叢(木曽川の自然堤防と常緑広葉樹林)の1件が存在しています。なお、生息地等保護区の区域はありません。

三重県では、この条例は、三重県環境基本条例の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的として、「三重県自然環境保全条例(平成15年3月17日三重県条例第2号)」を制定しており、「三重県自然環境保全地域」を指定しています。

調査区域には、三重県自然環境保全条例の規定に基づく三重県自然環境保全地域の区域はありません。

(3) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」第2条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第7号)を制定しています。

三重県では、三重県環境基本条例の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置、その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的として、「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年3月27日三重県条例第7号)を制定しています。

(4) 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」第2条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」(平成30年10月19日愛知県条例第45号)を制定しています。

三重県では、「三重県環境基本条例」第3条に定める基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進することを目的として、「三重県地球温暖化対策推進条例(平成25年三重県条例第77号)」を制定しています。

2.8 その他の状況

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)の策定により、表4-2-72に示す2024年度達成基準値を設定し、各種施策の取り組み等建設リサイクルの推進を図っています。

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第2号)を制定しています。

三重県では、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とした「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(平成20年10月24日三重県条例第41号)を制定しています。

表 4-2-72 2024 年度達成基準値（建設リサイクル推進計画 2020）

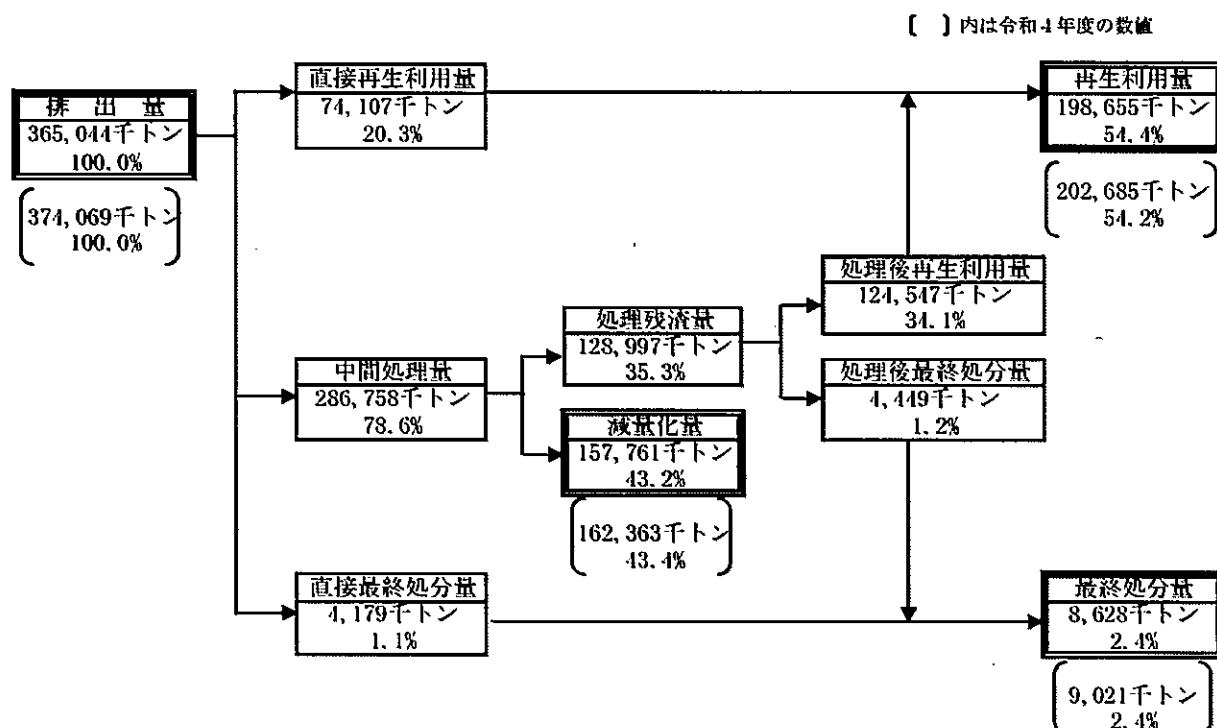
品目		指標	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上

出典：「建設リサイクル推進計画 2020」（令和2年9月、国土交通省）

2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値」(令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)における全国の令和5年度産業廃棄物の処理状況は、図4-2-30に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は54.4%、最終処分量が占める割合は2.4%となっています。



注)各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

出典:「令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値」(令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

図4-2-30 産業廃棄物の処理状況(令和5年度速報値)

また、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）における、愛知県及び三重県で実施された公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況は表4-2-73に、建設発生土の有効利用の状況は表4-2-74に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材及び金属くずの再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は80%程度となっています。

表 4-2-73 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

県	廃棄物分類	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
愛知県	アスファルト・コンクリート塊	1,097.8	1,097.7	0.0	0.1	100.0
	コンクリート塊	527.4	527.2	0.0	0.2	100.0
	建設発生木材	76.0	71.1	3.9	1.0	93.6
	建設汚泥	270.5	203.1	66.0	1.4	75.1
	建設混合廃棄物	22.1	16.7	1.3	4.0	75.7
	廃プラスチック	4.4	2.5	1.0	0.9	55.9
	紙くず	0.3	0.2	0.1	0.0	75.1
	金属くず	8.1	7.9	0.0	0.2	97.2
	廃石膏ボード	0.046	0.045	0.0	0.002	96.7
	廃塩ビ管	0.5	0.5	0.0	0.0	91.1
	建設廃棄物計	2,007.0	1,926.9	72.3	7.9	96.0
三重県	アスファルト・コンクリート塊	318.3	318.3	0.0	0.0	100.0
	コンクリート塊	430.8	430.8	0.0	0.0	100.0
	建設発生木材	156.4	151.6	2.9	1.8	97.0
	建設汚泥	47.0	33.6	10.8	2.5	71.6
	建設混合廃棄物	5.5	3.1	0.1	2.2	56.5
	廃プラスチック	2.5	1.4	0.6	0.5	55.6
	紙くず	0.2	0.1	0.0	0.0	79.1
	金属くず	4.2	4.1	0.0	0.1	97.7
	廃石膏ボード	0.006	0.004	0.0	0.002	69.6
	廃塩ビ管	0.035	0.028	0.0	0.007	80.3
	建設廃棄物計	964.8	943.1	14.5	7.2	97.8

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算を示す。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示す。

注3) 四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表 4-2-74 建設発生土の有効利用の状況

県	有効利用量 (千 m³)	その他 (千 m³)	現場内利用 (千 m³)	有効利用率 (%)
愛知県	2,402.7	1,224.7	3,389.1	82.6
三重県	1,850.1	1,509.3	3,774.5	78.8

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算を示す。

注2) 「その他の有効利用」とは「売却」「他の工事現場(海面)」「採石場・砂利採取等跡地復旧」「最終処分場覆土」からの合算を示す。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

3) 廃棄物処理施設の立地状況

調査区域に立地する産業廃棄物処理施設は、表 4-2-75 及び図 4-2-31 に示すとおりです。

調査区域においては、中間処理施設が 184 箇所、最終処分施設が 3 箇所存在しています。

事業実施区域においては、中間処理施設が 26 箇所存在しています。

表 4-2-75(1) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
1	中間処理	株式会社起町衛生社	一宮市西萩原字若宮北 16 番 1						○	○													
2		尾張ウォーター&エンジニア株式会社	一宮市上祖父江字南外山 369 番	○																			
3		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西 67 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
4		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西 74 番						○	○	○	○				○	○						
5		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西 75 番 1						○														
6		社会福祉法人コスモス福祉会	一宮市大和町宮地花池字中道 5 番 2						○							○	○						
7		社会福祉法人コスモス福祉会	一宮市大和町氏永字仲林 140 番 1						○														
8		有限会社シセイ	一宮市明地字東下城 78 番 1	○	○	○	○	○					○			○							
9		有限会社シセイ	一宮市明地字東下城 79 番 1						○	○	○	○				○	○	○	○				
10		株式会社大一油脂	一宮市明地字金屋敷 78 番 2			○																	
11		高橋造園土木有限会社	一宮市萩原町西御堂字南江西 19 番								○												
12		株式会社アイアイアイ	一宮市常願通六丁目 10 番 3						○														
13		株式会社アイアイアイ	一宮市常願通五丁目 19 番 1						○														
14		株式会社アイアイアイ	一宮市明地字井之内 34 番 1										○										
15		株式会社アイアイアイ	一宮市明地字井之内 36 番										○										
16		福田三商株式会社	一宮市大和町妙興寺字二反割 15 番 4						○	○	○	○											
17		丸ノ金属株式会社	一宮市明地字下柳之内 76 番													○							
18		丸ノ金属株式会社	一宮市明地字下柳之内 78 番 1						○							○	○						
19		丸福メタル株式会社	一宮市北今字堀田 53 番 1						○														
20		株式会社エイエイ	津島市大縄町七丁目 134 番 1						○		○												
21		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城 30 番 2						○	○	○	○				○							
22		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城 6 番 1						○	○	○	○				○	○	○	○				
23		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城 7 番 2						○							○							
24		有限会社芳村商店	津島市神守町字二反代 96 番	○		○	○	○					○										
25		株式会社山明	津島市萩原町字郷東 69 番 1														○		○				
26		株式会社 Connect	津島市大坪町字東台 1 番						○	○	○	○				○	○	○	○				
27		株式会社 Connect	津島市大坪町字東台 4 番						○								○		○				
28		有限会社加賀造園	津島市鹿伏兎町上郷 194 番							○													
29		有限会社恵新	津島市鹿伏兎町上子守 155 番						○	○	○	○				○	○						

表 4-2-75(2) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
30	中間処理	株式会社丹陽運輸	稲沢市祖父江町中牧外川 215 番						○	○	○	○				○	○	○					
31		株式会社丹陽運輸	稲沢市祖父江町中牧外川 216 番						○	○	○	○				○	○	○					
32		株式会社シーキューブ・トータルサービス	稲沢市祖父江町野田佐屋川 179 番						○	○	○	○				○	○						
33		株式会社トリプルエナジー	稲沢市祖父江町山崎中樑 276 番						○	○	○	○				○	○	○					
34		有限会社尾張商事	稲沢市祖父江町山崎柳 69 番	○	○								○							○			
35		株式会社エコ・クリーン	稲沢市生出山田町 49 番						○	○	○	○				○	○	○					
36		株式会社エコ・クリーン	稲沢市生出山田町 54 番						○	○	○	○				○	○	○					
37		株式会社徳山商会	稲沢市横野堂根町 61 番																○				
38		株式会社山内商店	稲沢市片原一色町替地 20 番													○	○						
39		山一建設株式会社	稲沢市西島新町 51 番																○				
40		いその株式会社	稲沢市石橋六丁目 52 番						○														
41		有限会社木村建設	稲沢市稲島九丁目 22 番																○				
42		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 30 番						○														
43		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 31 番						○			○											
44		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 33 番 1														○						
45		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 37 番						○	○	○	○											
46		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 53 番						○	○	○	○				○	○	○	○				
47		有限会社水谷物産	稲沢市平和町上三宅城地 43 番														○	○					
48		有限会社桜井建材	稲沢市氷室町内新田 9 番 1						○	○	○	○				○	○	○	○				
49		オプティ株式会社	稲沢市梅須賀町六丁目 36 番						○							○	○	○	○				
50		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 94 番 1						○							○	○	○	○				
51		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 99 番 1						○	○	○	○				○	○	○	○				
52		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 100 番 1						○		○												
53		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 101 番 1						○														
54		丸真株式会社	稲沢市日下部南町二丁目 52 番						○	○	○	○				○	○	○	○				
55		株式会社マイソ	あま市篠田四丁目 7 番 1						○	○	○	○				○	○	○	○				
56		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 11 番						○							○	○						
57		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 12 番 1						○	○						○							
58		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 12 番 2						○	○						○							
59		株式会社アーマー	あま市七宝町下田江西 26 番						○	○	○	○				○	○	○	○				
60		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 38 番 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 45 番 1		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						
62		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 46 番 1				○	○															
63		株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 67 番	○																			
64		株式会社エプ・モート	あま市森五丁目 2 番 22						○	○	○	○				○	○	○					
65		有限会社八開テック	愛西市鶴多須町寺浦 108 番								○												
66		株式会社 SHOU CREATE	愛西市二子町松原 240 番 1						○	○	○	○				○	○	○					
67		株式会社リタリサイクルセンター	愛西市早尾町南川並 166 番 2														○						
68		株式会社光	愛西市赤目町下堤畦 149 番																○				
69		株式会社タム	愛西市四会町庄内 10 番 1						○	○	○	○				○	○						
70		株式会社 KANKYO HANDS	愛西市雀ヶ森町前並 42 番 5						○	○	○	○				○	○	○	○				
71		豊栄興業株式会社	愛西市内佐屋町郷 113 番地						○							○	○						
72		株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 21 番 1						○	○	○	○	○	○									
73		株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 3 番 1						○	○	○	○				○	○	○	○				
74		株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 5 番 1						○	○	○	○				○							

表 4-2-75(3) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉋さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
75		有限会社トリイ	愛西市西保町南川原 33 番 1						○														
76		株式会社アイトイ	愛西市西保町南川原 92 番 1															○					
77		愛知リサイクル株式会社	愛西市西條町大池 83 番						○	○	○	○			○	○	○						
78		愛知リサイクル株式会社	愛西市西條町大池 84 番 1						○	○		○											
79		株式会社エクスリア東洋	愛西市本部田町本西 149 番 1										○										
80		株式会社アトルディング	愛西市本部田町狭場 32 番						○	○	○	○				○	○		○				
81		株式会社アトルディング	愛西市本部田町狭場 31 番 1						○	○	○	○											
82		株式会社エジソン技建	愛西市大井町道一 145 番																○				
83		株式会社ハイフ	弥富市西中地町五右 135 番 2						○	○	○	○			○	○	○		○				
84		中部第一輸送株式会社	弥富市荷之上町八平裏 333 番 1						○	○	○	○											
85		中部第一輸送株式会社	弥富市荷之上町八平裏 334 番 1						○	○	○	○				○	○						
86		株式会社ティ・ユー・マル	弥富市佐古木二丁目 240 番						○							○							
87		株式会社星野産商	弥富市馬ヶ地二丁目 86 番															○					
88		株式会社星野産商	弥富市馬ヶ地三丁目 241 番															○	○				
89		和歌山金属株式会社	弥富市五斗山三丁目 143 番 1						○	○	○					○	○						
90		共同建設有限会社	弥富市坂中地四丁目 35 番 1															○					
91		共同建設有限会社	弥富市坂中地四丁目 39 番 2															○					
92		株式会社田中荘介商店	弥富市子宝四丁目 17 番 1																○				
93		株式会社田中荘介商店	弥富市子宝四丁目 17 番 2						○								○		○				
94		株式会社ヤマキ	弥富市加稲二丁目 92 番						○	○	○	○				○	○						
95		株式会社トリカミ弥富	弥富市三好三丁目 57 番						○	○	○	○				○	○		○				
96		株式会社アメリライフ	弥富市三好 5 丁目 33 番						○	○	○	○				○							
97		株式会社アメリライフ	弥富市三好 5 丁目 36 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
98		前田道路株式会社	弥富市稲元九丁目 36 番														○		○				
99		株式会社高野	弥富市稲荷一丁目 181 番														○		○				
100		株式会社高野	弥富市稲荷一丁目 182 番						○	○	○	○				○	○		○				
101		有限会社スクワック	弥富市東末広二丁目 79 番						○														
102		株式会社フジックスコンクリート	弥富市東末広八丁目 24 番	○																			
103		株式会社ナンセイ	弥富市東末広九丁目 24 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
104		株式会社ナンセイ	弥富市東末広九丁目 25 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
105		名古屋コンテナー株式会社	弥富市東末広九丁目 28 番						○	○	○	○			○	○	○						
106		株式会社フジックスコンクリート	弥富市東末広九丁目 38 番 1														○		○				
107		株式会社神谷商会	弥富市東末広九丁目 59 番						○	○	○	○				○	○		○				
108		株式会社小栴屋	弥富市楠一丁目 51 番	○		○	○				○	○											
109		ヤマシヨウ金属株式会社	弥富市楠一丁目 8 番						○	○	○	○				○	○		○				
110		株式会社太平タイ	弥富市楠一丁目 127 番 4						○							○							
111		株式会社ヤマキ	弥富市楠一丁目 71 番						○	○	○					○	○		○				
112		株式会社ヤマキ	弥富市楠一丁目 127 番 2						○	○	○	○				○	○						
113		フルビエPO株式会社	弥富市楠一丁目 118 番								○	○											
114		株式会社西山商店	弥富市楠一丁目 78 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
115		株式会社ハイトイ	弥富市鍋田町六野 36 番 1						○	○	○	○			○	○	○		○				
116		有限会社エス・ケー・ファーム	弥富市鍋田町八穂 242 番 4	○	○	○	○						○										
117		株式会社今林	弥富市楠二丁目 31 番 1						○	○	○	○				○							
118		アール・東海株式会社	弥富市楠二丁目 75 番						○	○	○	○			○	○	○		○				
119		名古屋西部ソイルサイクリ株式会社	弥富市楠三丁目 24 番 1																○				

表 4-2-75(4) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
120	中間処理	株式会社エイ	海部郡蟹江町須成西四丁目73番													○	○						
121		株式会社カム	海部郡蟹江町西之森四丁目7番						○	○	○												
122		カンエ金属株式会社	海部郡蟹江町西之森七丁目176番												○								
123		株式会社エイ	海部郡飛島村大宝四丁目145番						○	○	○	○			○	○	○		○				
124		ジャパソナカル株式会社	海部郡飛島村大字渚八丁目54番1						○	○	○	○			○	○	○		○				
125		有限会社テシロ	海部郡飛島村竹之郷三丁目194番						○	○	○	○			○	○			○				
126		近藤産興株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15番	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						
127		株式会社成建	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅19番2						○	○	○	○			○	○			○				
128		株式会社東洋商事	海部郡飛島村竹之郷八丁目214番												○								
129		株式会社森樹産業	海部郡飛島村竹之郷八丁目140番						○	○	○	○			○	○	○		○				
130		株式会社ムアア-カム	海部郡飛島村竹之郷八丁目95番																				
131		株式会社ムアア-カム	海部郡飛島村竹之郷八丁目105番	○																			
132		株式会社ムアア-カム	海部郡飛島村竹之郷八丁目107番	○																			
133		株式会社ムアア-カム	海部郡飛島村竹之郷八丁目123番	○														○					
134		株式会社ムアア-カム	海部郡飛島村大字新政成十一丁目19番5	○																			
135		株式会社ムアア-カム	海部郡飛島村大字新政成十一丁目20番1	○																			
136		倉橋トミネイション株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅59番8						○	○	○	○			○	○			○				
137		有限会社水谷ケミカル	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅26番31	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○				
138		有限会社水谷ケミカル	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅26番32		○			○							○	○							
139		福田道路株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅27番																○				
140		江洲産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成字成之切1番	○																			
141		株式会社愛知街美社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目36番7						○														
142		株式会社愛知街美社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目36番9												○								
143		株式会社ソービ-アール	海部郡飛島村大字新政成字成之切926番1						○														
144		株式会社笹野運輸	海部郡飛島村大字新政成十一丁目36番5						○	○	○	○			○	○							
145		東亜道路工業株式会社	海部郡飛島村大字新政成字亥之切952番1													○			○				
146		タ-付建設株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目58番1	○																			

表 4-2-75(5) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
147	中間処理	高和興業株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目 24 番 1													○		○					
148		高和興業株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目 24 番 3													○	○						
149		高和興業株式会社	海部郡飛島村金岡 53 番 3						○	○	○					○	○	○		○			
150		株式会社名大産商	海部郡飛島村金岡 20 番	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○
151		株式会社ワルト・グリーン	海部郡飛島村金岡 54 番		○	○	○	○	○				○				○	○					
152		有限会社太田金属	海部郡飛島村木場二丁目 136 番 6						○							○			○				
153		株式会社華盛	海部郡飛島村木場二丁目 8 番						○							○							
154		株式会社タイヨー	海部郡飛島村木場二丁目 11 番						○								○						
155		株式会社タイヨー	海部郡飛島村木場二丁目 12 番						○	○	○	○				○	○	○		○			
156		株式会社タイヨー	海部郡飛島村木場二丁目 26 番						○	○	○	○				○	○		○				
157		株式会社力組	海部郡飛島村木場二丁目 23 番						○	○	○	○				○	○		○				
158		株式会社東立テクノクラシ	海部郡飛島村木場二丁目 129 番		○				○	○	○	○				○	○		○				
159		共英製鋼株式会社	海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1	○	○	○	○	○	○							○	○	○					
160		共英産業株式会社	海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1														○	○	○				
161		株式会社佐藤組	海部郡飛島村大字新政成十丁目 49 番						○	○	○	○				○			○				
162		株式会社神谷商会	海部郡飛島村木場一丁目 4 番																○				
163		有限会社達弘組	海部郡飛島村木場一丁目 19 番 3						○	○	○	○				○	○		○				
164		永一産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成九丁目 33 番							○	○	○	○			○	○						
165		永一産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成九丁目 34 番 1						○	○	○	○	○			○	○		○				
166		永一産商株式会社	海部郡飛島村木場二丁目 106 番		○				○	○	○	○				○	○						
167		株式会社クリンテック	海部郡飛島村大字新政成七丁目 51 番 1						○	○	○	○				○	○		○				
168		登建設株式会社	海部郡飛島村大字新政成八丁目 53 番						○	○	○	○				○	○		○				
169		株式会社クス名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7 番 1						○							○	○						
170		株式会社クス名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7 番 5						○	○						○							
171		有限会社康成工業	海部郡飛島村木場一丁目 3 番						○	○	○	○				○	○		○				
172		有限会社スギ康	海部郡飛島村木場二丁目 123 番 2						○	○	○	○				○	○		○				
173		フタバ EPO 株式会社	海部郡飛島村木場二丁目 119 番						○	○	○	○				○	○		○				
174		株式会社小樹屋	海部郡飛島村木場二丁目 80 番		○	○	○	○					○										
175		株式会社小樹屋	海部郡飛島村木場二丁目 82 番 1		○		○	○			○		○										

表 4-2-75(6) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物
176	中間処理	株式会社小樹屋	海部郡飛島村木場二丁目82番2										○										
177		株式会社小樹屋	海部郡飛島村木場二丁目85番		○						○												
178		有限会社横井金属	海部郡飛島村木場二丁目83番						○	○	○	○				○	○						
179		有限会社横井金属	海部郡飛島村木場二丁目84番						○	○	○	○				○	○		○				
180		大昭工業株式会社	海部郡飛島村木場二丁目75番						○	○	○	○			○	○	○						
181		マイト・オイル株式会社	海部郡飛島村木場一丁目93番2		○																		
182		株式会社フィニティ	海部郡飛島村西浜11番						○	○	○	○				○	○		○				
183		有限会社鬼頭商店	三重県桑名市大字小貝須1297番地						○							○	○						
184	最終処分	北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地						○	○													
185		有限会社木村建材店	稲沢市祖父江町島本堤外2103番						○						○	○	○	○	○				
186		近藤産興株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15番	○	○				○						○				○			○	
187		株式会社セイワ	三重県桑名市大字立田町234番地1						○							○	○		○				

出典：「産業廃棄物処理業者情報」（愛知県ホームページ）

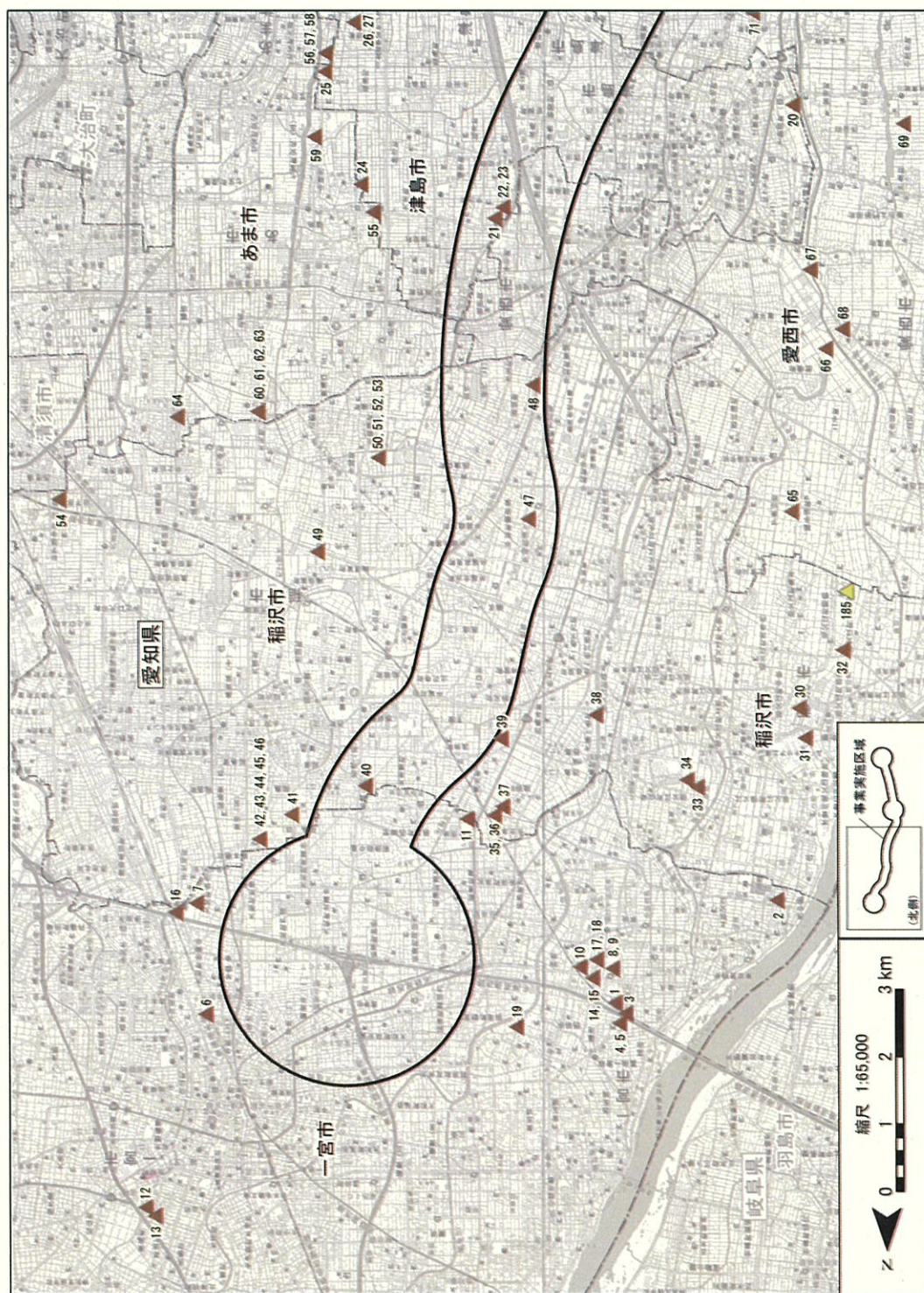
「産業廃棄物処理業者名簿」（三重県ホームページ）

「産業廃棄物処理業者一覧」（一宮市ホームページ）

マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」（愛知県ホームページ）

凡例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- ▲ 産業廃棄物処理施設(中間処理)
- ▲ 産業廃棄物処理施設(最終処分)



出典：「産業廃棄物処理業者情報」(愛知県ホームページ)

「産業廃棄物処理業者名簿」(三重県ホームページ)

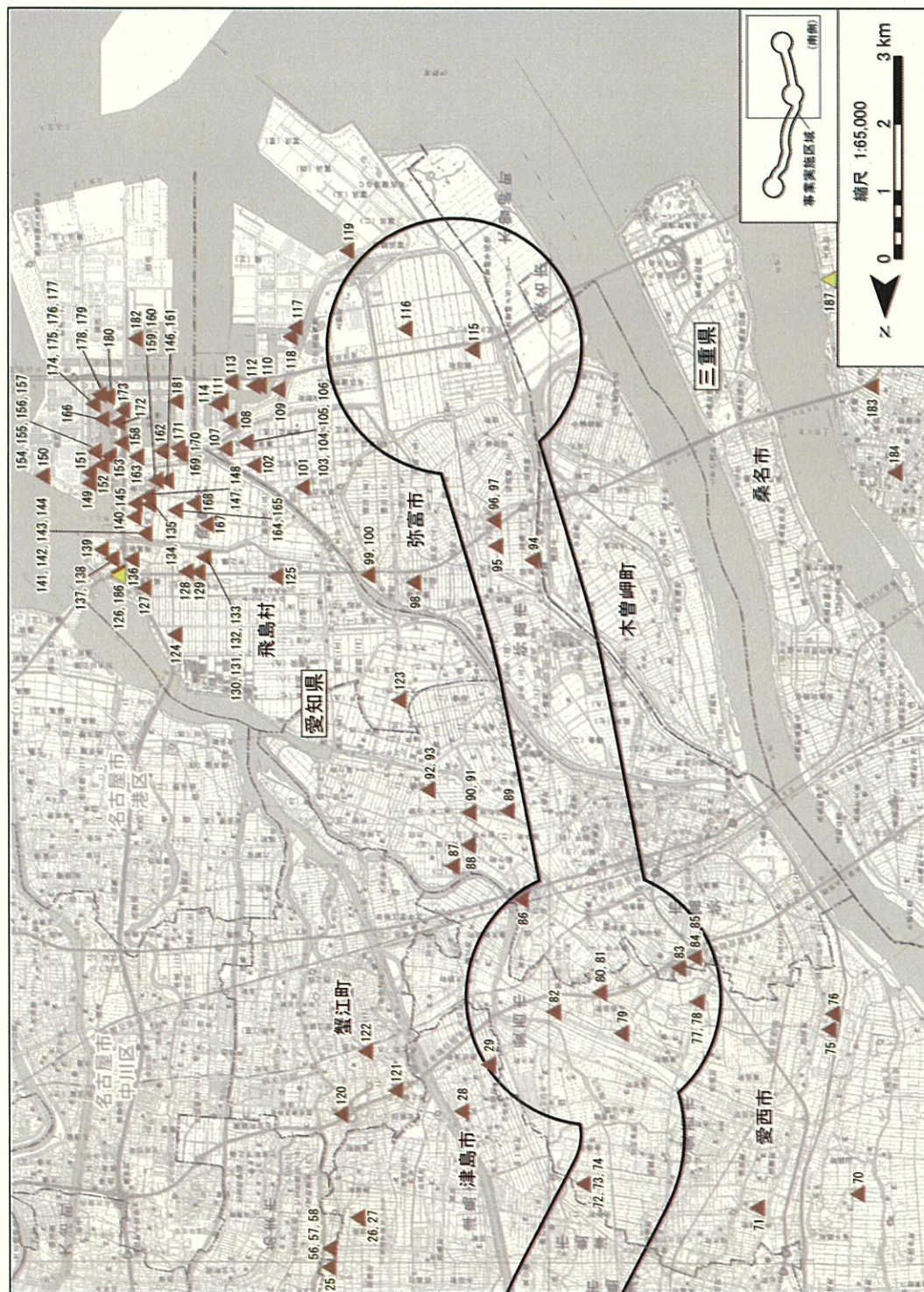
「産業廃棄物処理業者一覧」(一宮市ホームページ)

マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」(愛知県ホームページ)

図 4-2-31(1) 産業廃棄物処理施設の状況

凡例

事業実施区域
 県界
 市町村界
 産業廃棄物処理施設(中間処理)
 産業廃棄物処理施設(最終処分)



出典：「産業廃棄物処理業者情報」(愛知県ホームページ)
 「産業廃棄物処理業者名簿」(三重県ホームページ)
 「産業廃棄物処理業者一覧」(一宮市ホームページ)
 マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」(愛知県ホームページ)

図 4-2-31(2) 産業廃棄物処理施設の状況

4) 温室効果ガス等の状況

愛知県及び三重県における温室効果ガス排出量は、表 4-2-76～表 4-2-77 に示すとおりです。

愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」(令和 4 年 12 月、愛知県)を策定しており、令和 12 年度(2030 年度)の温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 46%削減することを目標に掲げています。

三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和 5 年 3 月改定、三重県)を策定しており、令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 47%削減することを目標に掲げています。

表 4-2-76 温室効果ガス排出量の状況（愛知県）

		基準年度排出量 (千 t-CO ₂)	令和 4 (2022) 年度 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度比 (%)
エネルギー 起源	産業部門	40,153	33,938	-15.5
	業務部門	12,072	9,058	-25.0
	家庭部門	8,584	6,687	-22.1
	運輸部門	13,327	12,188	-8.5
	エネルギー転換部門	2,435	2,325	-4.5
非エネルギー起源 CO ₂		2,225	2,109	-5.2
二酸化炭素総排出量		78,796	66,304	-15.9
メタン		450	412	-8.5
一酸化二窒素		978	905	-7.5
代替 フロン等 4ガス	ハイドロフルオロカーボン類	1,959	2,772	+41.5
	パーフルオロカーボン類	81	41	-49.5
	六ふっ化硫黄	65	55	-16.4
	三ふっ化窒素	53	6	-88.0
温室効果ガス総排出量		82,384	70,495	-14.4
(森林吸収量控除後)		82,384	70,097	-14.9

注1) 基準年度は平成25年度(2013年度)を示す。2013年度は森林吸収量は含まない。

注2) 四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない場合がある。

出典：「2022年度の愛知県内の温室効果ガス総排出量について」（愛知県ホームページ）

表 4-2-77 温室効果ガス排出量の状況（三重県）

		基準(2013)年度排出量 (千 t-CO ₂)	令和 4 (2022) 年度 排出量(千 t-CO ₂)	基準年(2013)度比 (%)
エネルギー 起源	産業部門	13,556	12,379	-8.7
	業務部門	3,372	2,259	-33.0
	家庭部門	2,949	2,229	-24.4
	運輸部門	3,827	3,240	-15.3
	エネルギー転換部門	368	361	-2.0
工業プロセス分野		1,295	1,082	-16.4
廃棄物分野		586	661	12.7
二酸化炭素総排出量		25,953	22,211	-14.4
メタン		249	327	31.2
一酸化二窒素		564	336	-40.4
代替フロン等 4 ガス		515	684	33.0
温室効果ガス総排出量		27,282	23,559	-13.6
(森林吸収量控除後)		27,282	22,819	-16.4

注1) 令和4年度(2022年度)の排出量を示す。なお、基準年度比は平成25年度(2013年度)の排出量との比較を示す。

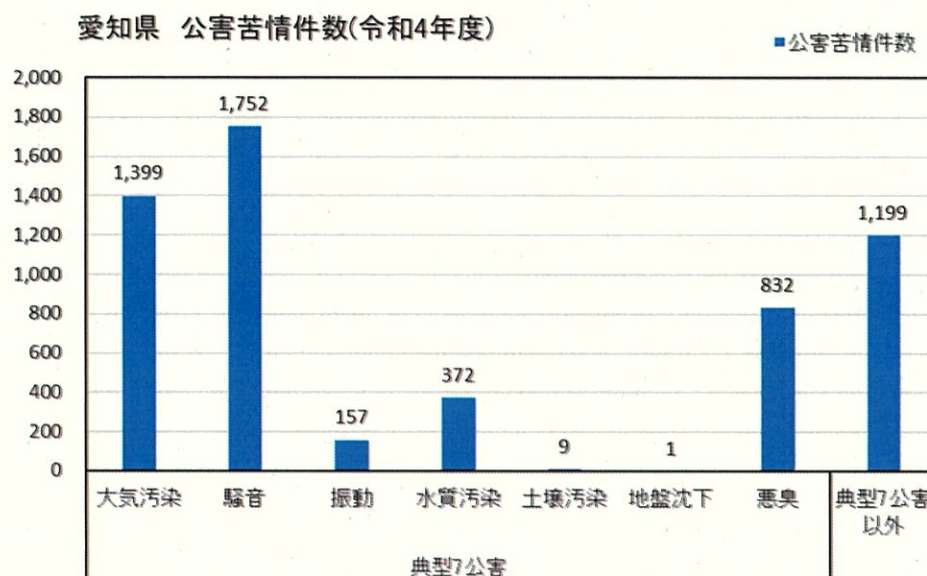
注2) 四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない場合がある。

出典：「2022年度（令和4年度）三重県温室効果ガスの排出量について」（三重県ホームページ）

5) 公害苦情の状況

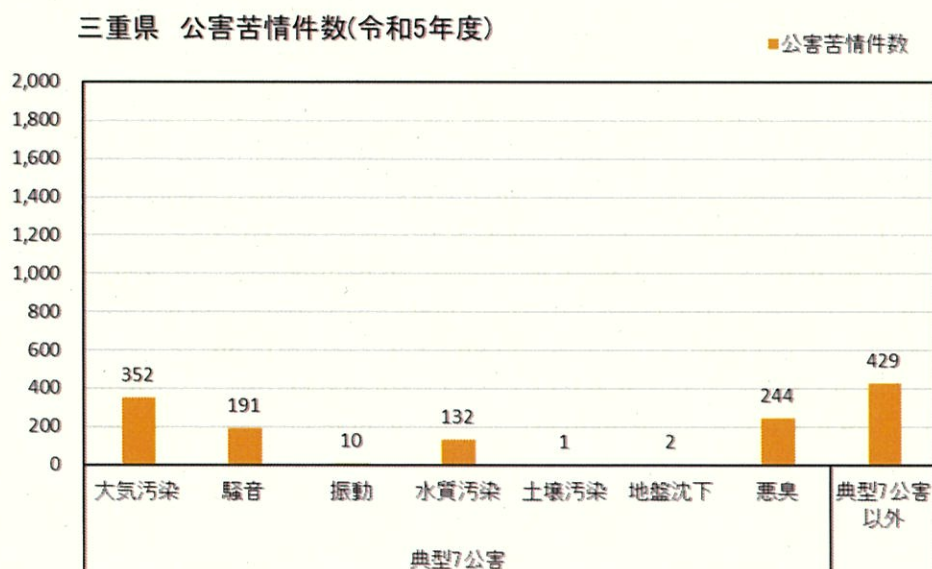
愛知県における公害苦情件数の状況は図 4-2-32 に示すとおりです。典型 7 公害の中では、騒音及び大気汚染が多く、次いで悪臭となっています。

三重県における公害苦情件数の状況は図 4-2-33 に示すとおりです。典型 7 公害の中では、大気汚染及び悪臭が多く、次いで騒音となっています。



出典：令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑（令和7年3月、愛知県ホームページ）

図 4-2-32 愛知県における公害苦情件数の状況（令和4年度）



出典：令和7年刊三重県統計書（令和7年3月、三重県ホームページ）

図 4-2-33 三重県における公害苦情件数の状況（令和5年度）